



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年10月

沖縄県人事委員会

人委第377号
令和元年10月8日

沖縄県議会議長 新 里 米 吉 殿
沖縄県知事 玉 城 康 裕 殿

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 報告	1
1 職員の給与等	2
2 民間の給与等	4
3 職員給与と民間給与との比較	8
4 物価及び生計費	9
5 人事院勧告等の概要	10
むすび	14

別紙第2 勧告	22
---------------	----

(別紙) 人事院の報告及び勧告の骨子

給与勧告の骨子	55
公務員人事管理に関する報告の骨子	57

参考資料

1 職員給与関係	1
2 民間給与関係	41
3 標準生計費及び労働経済指標	59

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、沖縄県職員の給与に関する条例、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与、民間の給与、人事院の給与勧告並びにその他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行ってきた。

その概要は、次のとおりである。

1 職員の給与等

(1) 職員の状況

本委員会は、本年4月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「平成31年職員給与等実態調査」を行った。

その結果、第1表に示すとおり、職員の総数は20,205人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び任期付の職について10種12給料表が適用されている。

第1表 職員の状況

(単位：人)

職務の種類 区分	行政職	公安職	海事職	教育職	研究職	医療職	特定任期付の職	一定期間の業務に従事する職	任期付の職(行政職)	任期付の職(教育職(1))	計
職員数	4,614	2,755	52	12,280	203	287	1	1	11	1	20,205
職員の例	行政職員	警察官	船員	小中高等学校の教員	農林水産工業関係研究員	医師 保健師等	特定任期付職員	特定業務等従事任期付職員	行政職員	教員	
給料表	行政職給料表	公安職給料表	海事職給料表	教育職給料表(1)(2)(3)	研究職給料表	医療職給料表(1)(2)(3)	条例第7条第1項の給料表	特定業務等従事任期付職員行政職給料表	行政職給料表	教育職給料表(1)	

- (注) 1 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。
 2 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 3 一定期間の業務に従事する職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項の規定により採用された職員の職である。
 4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

職員の平均像は、平均年齢42.0歳、平均経験年数19.3年、平均扶養親族数1.1人である。このうち、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者の平均像は、平均年齢40.4歳、平均経験年数17.6年、平均扶養親族数1.0人となっている。

また、職員全体及び行政職給料表の適用者の男女別・学歴別構成は、第2表に示すとおりである。

第2表 職員の男女別・学歴別構成

(単位：人、()内は%)

区 分	男 性	女 性	合 計
職員全体	11,085 (54.9)	9,120 (45.1)	20,205 (100.0)
行政職	2,887 (62.6)	1,727 (37.4)	4,614 (100.0)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	合 計
職員全体	16,231 (80.3)	2,142 (10.6)	1,823 (9.0)	9 (0.0)	20,205 (100.0)
行政職	3,548 (76.9)	588 (12.7)	477 (10.3)	1 (0.0)	4,614 (100.0)

(注) 構成比は、四捨五入の関係で必ずしも合計とは一致しない。

(2) 職員の給与

本年4月における職員全体の平均給与月額、第3表に示すとおり、382,685円となっている。また、行政職給料表の適用者の平均給与月額は343,563円である。

第3表 職員の平均給与月額

(単位：円)

区 分		職員全体	行政職
平均給与月額		382,685	343,563
内 訳	給 料	348,780	311,626
	扶 養 手 当	11,833	10,661
	そ の 他	22,072	21,276

(参考資料1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与等

(1) 民間給与等の調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所を対象として、層化無作為抽出法によって148事業所を抽出のうえ、「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査」を行った。

調査では、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。また、本年も引き続き、給与改定の状況等について調査を行った。

(2) 調査の結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況等

（給与改定の状況）

第4表に示すとおり民間事業所においては、一般の従業員について、ベースアップ慣行のない事業所の割合が66.9%（昨年65.4%）となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は28.2%（同26.5%）となっている。なお、ベースアップを中止した事業所の割合は4.9%（同8.1%）となっている。

また、第5表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は88.2%（昨年78.0%）となっている。一方で、定期昇給を停止した事業所の割合は0.0%（同0.0%）、定期昇給制度のない事業所の割合は11.8%（同22.0%）となっている。

第4表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	項目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
一般従業員(係員)	28.2	4.9	0.0	66.9
管理職(課長級)	21.0	11.3	0.0	67.7

第5表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施					
		増額	減額	変化なし			
一般従業員(係員)	88.2	88.2	32.5	3.7	52.0	0.0	11.8
管理職(課長級)	86.3	86.3	27.8	5.5	53.0	0.0	13.7

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(初任給の状況)

新規学卒者の採用を行った事業所は、第6表に示すとおり、大学卒で36.7% (昨年37.2%)、高校卒で24.3% (同21.6%) となっており、そのうち大学卒で36.9% (同27.8%)、高校卒で27.1% (同30.1%) の事業所で、初任給は増額となっている。

第6表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		初任給の改定状況			
		増額	据置き	減額	
大学卒	36.7	(36.9)	(63.1)	(0.0)	63.3
高校卒	24.3	(27.1)	(72.9)	(0.0)	75.7

(注) 1 事務員と技術者を対象としたものである。
2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

イ 諸手当の支給状況

(家族手当の支給状況)

家族手当の支給状況は、第7表に示すとおり、扶養家族の構成別の手当の平均支給月額、配偶者について9,563円、配偶者と子1人について12,895円、配偶者と子2人について15,908円となっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

(単位：円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配偶者	9,563
配偶者と子1人	12,895
配偶者と子2人	15,908

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(住宅手当の支給状況)

住宅手当の支給状況は、第8表に示すとおり、手当を支給している事業所は45.5%、借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層は26,000円以上27,000円未満となっている。

第8表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	45.5%
支給しない	54.5%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	26,000円以上 27,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は27,000円である。

(特別給の支給状況)

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第9表に示すとおり、所定内給与月額額の4.46月分となっている。

第9表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	332,710円
	上 半 期 (A ₂)	334,879円
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	754,944円
	上 半 期 (B ₂)	733,842円
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.27月分
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.19月分
年 間 の 平 均		4.46月分

(注) 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは平成31年2月から令和元年7月までの期間をいう。

3 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、その較差を算出したところ、第10表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均495円(0.14%)下回っていた。

第10表 公民給与の較差

民間従業員給与 (A)	職員の給与 (B)	公民給与の較差 (A) - (B) $\left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$
346,422円	345,927円	495円 (0.14%)

- (注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2 公民給与の較差は、ラスパイレス方式により算出したものである。

職員給与と民間給与を比較する際の役職の対応関係は次表のとおりである。

第11表 公民比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長、中間職(部長-課長間)	支店長、工場長、部長、部次長、中間職(部長-課長間)	支店長、工場長、部長、部次長、中間職(部長-課長間)
8級	課長		
7級	課長代理、中間職(課長-係長間)	課長	課長
6級			
5級	係長	係長	係長
4級			
3級	主任、中間職(係長-係員間)	主任、中間職(係長-係員間)	主任、中間職(係長-係員間)
2級			
1級	係員	係員	係員

4 物価及び生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、第12表に示すとおり、昨年4月に比べ那覇市で1.0%、沖縄県で1.1%、全国で0.9%上昇している。

第12表 消費者物価指数

区 分	平成31年4月	平成30年4月	対前年同月比 (%)
那 覇 市	102.2	101.2	1.0
沖 縄 県	101.9	100.9	1.1
全 国	101.8	100.9	0.9

(注) 平成27年=100とした指数である。

(2) 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎として算定した本年4月における那覇市の世帯人員別標準生計費は、第13表に示すとおりとなっている。

第13表 那覇市における世帯人員別標準生計費

(平成31年4月分)

1人	2人	3人	4人	5人
112,820円	122,330円	151,440円	180,540円	209,670円

(参考資料3 標準生計費及び労働経済指標 参照)

5 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

(1) 国家公務員の給与に関する報告及び勧告

ア 月例給については、本年4月分の官民比較の結果、国家公務員給与が民間給与を一人当たり平均387円（0.09%）下回っていることから、専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表以外の俸給表の水準を引き上げることとした。

また、特別給（ボーナス）については、公務が民間を0.06月分下回っていたことから0.05月分引き上げることとし、勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分することとした。

イ 住居手当について、公務員宿舍使用料の上昇を考慮し手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、民間における住居手当の支給状況等を踏まえ手当額の上限を1,000円引き上げることとした。なお、これに伴い手当月額が2,000円を超える減額となる職員について、1年間、所要の経過措置を講ずることとした。

ウ 給与制度における今後の課題として職員の給与については、職務・職責や専門性の重視、能力・実績反映の観点から引き続き取組を進めていくとともに、民間企業における定年制の状況等を踏まえながら給与カーブの在り方について検討を行っていくことを報告した。

(2) 公務員人事管理に関する報告

ア 人材の確保については、近年国家公務員採用試験の申込者数が減少している中、多様な有為の人材を確保するため、引き続き各府省等と連携しながら各受験者層に応じた施策を展開するとともに、大

学1、2年生などに向けた啓発活動の充実を図ることとする。

また、公務における職業生活への多様な支援等に関する情報提供などにより、女性の公務への進路選択につなげることに加え、各府省のニーズを的確に把握しつつ、今後とも経験者採用試験の一層の活用を図っていく。

イ 人材の育成については、研修において、管理職員に部下職員の能力向上のために必要な人材育成のポイント等を確認させることや若手職員・女性職員に今後の自身のキャリア形成の見通しを考えさせるなど、引き続き専門的な知見を活かした研修に取り組むこととする。

ウ 能力・実績に基づく人事管理の推進については、分限処分に関する人事評価の適性な運用の徹底など必要な取組を行うとともに、人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理の推進が徹底されるよう、引き続き様々な機会を捉えて、各府省に対する必要な指導や支援を行っていく。

エ 長時間労働の是正については、本年4月から超過勤務命令の上限を1年について360時間・他律的業務の比重が高い部署において720時間等と設定したが、他律的業務の比重が高い部署の範囲などの制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導するとともに、関係機関と連携しつつ各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援していく。また1箇月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対しては職員からの申出がなくとも医師の面接指導を義務づけるなどしたところであり、各府省が面接指導を適切に実施できるよう必要な支援を行う。

長時間労働の是正のためには、各職場でのマネジメント強化や、府省トップが先頭に立ち組織全体で業務の削減・合理化に取り組むなどが必要である。また、国会業務など府省単独では合理化が困難な業務については、関係各方面の理解と協力のもと政府全体で取組を進めることが必要である。それでもなお恒常的に長時間の超過勤

務を行わざるを得ない場合には、業務量に応じた要員が確保される必要がある。

オ 仕事と家庭の両立支援については、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍推進等の観点から、性別にかかわらず制度が適切に活用されるよう、引き続き制度の周知に取り組んでいく。

また、不妊治療と仕事の両立について、引き続き民間の状況を注視しつつ、治療を受けやすい職場環境の醸成等を図っていく。

カ 心の健康づくりの推進については、各府省におけるストレスチェック制度の効果的な活用を引き続き支援していく。

また、人事院が設けている心の悩みの相談窓口について引き続き利用の拡大を図っていくとともに、過労死等防止対策については、長時間労働の是正やハラスメント防止対策を推進するとともに、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ引き続き必要な取組を行う。

キ ハラスメント防止対策について、パワー・ハラスメントについては、現在開催している有識者による防止対策検討会での議論や結果を踏まえて新たな防止策を講じていく。セクシャルハラスメントについては、本年4月から、府省課長級職員等となった者への研修実施を義務化し、公務外の者からの相談窓口を人事院に設置しており、今後も新たに自習用研修教材を作成、配布するなど、対策を充実・強化していく。

ク 非常勤職員の適切な処遇の確保については、引き続き常勤職員の給与との権衡をより確保し得るよう取り組んでいくほか、民間の状況等を踏まえ新たに夏季休暇を設けることとする。

ケ 障害者雇用に関する取組については、昨年度の実施状況等を踏まえた必要な改善を行った上で、本年度も9月から11月にかけて障害者選考試験を実施するほか、障害者の採用に当たっては、引き続き各府省に対し適切な選考等を行うための支援策等を講じていく。さらに厚生労働省等と連携して、募集・採用時や採用後における障害

者に対する合理的配慮の提供状況を把握し、優良事例に関する情報を提供するなど支援していく。

コ 定年の引上げについては、昨年8月の人事院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう改めて要請する。

人事院の給与勧告の骨子及び公務員人事管理に関する報告の骨子については、別紙のとおりである。

職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりである。

本委員会としては、これらの諸条件を総合的に勘案したところ、職員の給与等については、次のとおり措置する必要があると考える。

1 給与改定について

本委員会は、職員給与及び民間給与の実態調査の結果、月例給について職員給与が民間給与を下回ったこと、並びに国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、諸事情を総合的に勘案し、職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう次のとおり取り扱う必要があると判断した。

(1) 給料表

給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行うこと。

(2) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、職員の年間支給月数は民間の年間支給割合とおおむね均衡していることから、改定を行わないことが適当である。

(3) 住居手当

本年、人事院は、公務員宿舎の使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限の引き上げを行うとともに、この改定により生ずる原資を用いて、民間における状況等を踏まえ、最高支給限度額を引き上げる改定を令和2年4月から実施することを勧告した。

本委員会としては、従来より職員の給与制度については、地方公務

員法に定める情勢適応の原則、均衡の原則等の給与決定の諸原則に則り、国家公務員の給与制度に準ずることを基本としてきたところであることから、人事院の住居手当の見直しの内容、他の都道府県の状況、本県における民間の住宅手当の支給状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて改正する必要がある。

また、改正に伴う経過措置の内容については、手当額が減額となる職員の状況や影響の程度等を考慮した上で、激変緩和を図るため、段階的に、所要の措置を講ずることが適当である。

2 公務運営に関する課題について

(1) 人材の確保及び育成

ア 人材の確保

多様化する県民ニーズや社会経済情勢の変化等により複雑化・高度化する行政需要に的確・迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、県職員として優れた資質や高い能力を有する人材を継続的に確保していくことが重要である。

しかしながら、近年、職員採用試験の受験者数が減少し続けており、特に一部の技術系職種においては、必要な数の人材確保が厳しい状況が続いている。また、受験者数の減少に加え、最終合格者の辞退率が上昇傾向にあり、職員採用を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況になることが予想される。

こうした状況から、本委員会では任命権者と連携し、パンフレットの作成や事務系・技術系職員採用ガイダンスを開催し、幅広い業務に携わることができるという県ならではの仕事の魅力をアピールするなど、受験者確保等の取組を強化しているところである。また、本年度の上級試験においては、最終合格発表の時期を早めることにより、人材確保の取組を図ったところである。

任命権者においては、これまでの1次試験合格者に対する業務説明会、職場見学等の取組に加え、インターンシップの受入れ等

を効果的に活用し、県職員の仕事の内容と魅力、「働きがい」を積極的に発信し、有為な人材の確保に努める必要がある。

イ 人材の育成

多様化する県民ニーズや複雑化・高度化する行政需要に対応していくためには、常に職員の能力向上を図る取組を行うことが重要である。

人材の育成については、各任命権者における人材育成基本方針に基づき、自己啓発を中心とした能力開発を基本に、各種職員研修を通して、新規採用職員を含め職員全体の職務遂行能力向上を図る必要がある。

女性職員の登用拡大については、各任命権者において、特定事業主行動計画を策定し、数値目標を掲げ取り組んでいるところであり、引き続き積極的な登用、職域拡大等を図るとともに、性別にかかわらずそれぞれの能力を十分に発揮し、意欲を持って働くことができる職場環境の整備を進めていく必要がある。

ウ 能力及び実績に基づく人事管理の推進

任命権者においては、能力及び実績に基づく人事管理の徹底等を図るため、地方公務員法に基づく人事評価を実施しているところである。

引き続き、評価者研修の充実等により評価能力の向上を図るとともに、被評価者に対しても制度を周知し人事評価制度の趣旨及び目的が十分に共有されるように努め、職員の理解と納得を得ながらより信頼性の高い人事評価を実施し、その評価結果についても、人事管理の基礎として適切に活用していく必要がある。

(2) 勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正及び仕事と生活の調和の推進

時間外勤務の縮減をはじめとする長時間労働の是正については、職員の心身の健康保持、仕事と生活の調和の推進、公務能率の向上等を図る上で重要な課題であり、本委員会においても、従来よ

りその必要性を指摘してきた。

各任命権者においては、長時間労働を是正するため、これまでノー残業デーをはじめとする時間外勤務の縮減や休暇取得促進を図る各種の取組を実施してきた。年次休暇の取得状況については改善傾向が見られるが、一人当たりの総実勤務時間に大幅な変化はないことから、恒常的な時間外勤務が生じていることを再認識し、各種の取組を実効あるものとしなければならない。

本来、時間外勤務は公務のために臨時の必要がある場合に行うものであることを念頭に、管理監督者は出退勤時刻や時間外勤務の状況など職員の勤務状況を常に把握し、業務の効率化・平準化に向けた取組を行う必要がある。

また、職員一人一人が勤務時間やコストに対する意識を高め、計画的・効率的な業務遂行の徹底を図るとともに、管理監督者とこれらの認識を共有することが大切である。

各任命権者は、アンケート調査の活用などにより職員の率直な意見を踏まえた業務の取捨選択やプロセスの改善、繁忙期における業務支援等により業務の平準化に取り組む必要がある。併せて、必要に応じて関係機関にも協力を求めながら業務改善への取組を進める必要がある。各任命権者においては、引き続き各職場における業務実態を正確に把握するとともに、職員の勤務環境に与える効果も考慮し、適正な人員配置に取り組む必要がある。

加えて、宿日直等の勤務体制や休憩時間の付与等についても、適切な管理に努める必要がある。

本県教育委員会においては、平成31年3月に「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」を策定するとともに、教職員や保護者・地域向けのリーフレットを作成し、教職員の勤務環境の改善に取り組んでいる。教職員の勤務環境を改善し、子供たちの教育環境を整えるためには、保護者や地域社会の理解と協力を求めながら、取組を進めることも必要である。また、本年4月から県立学校に

においても勤務管理システムを運用しており、同システムで得られるデータ等から教職員の長時間勤務の実態を把握し、要因となっている業務について引き続き改善していくことが求められる。

次に、仕事と生活の調和については、長時間労働の是正だけでなく、育児や介護をはじめとする各種支援制度が適切に活用されることも重要である。これまでも各任命権者において様々な取組が進められてきたところであるが、引き続き職員のライフステージに応じた各種支援制度が取得しやすい職場環境づくりに向けて取り組む必要がある。

一部の任命権者において導入されている時差出勤制度は、利用率も高い状況にあり、今後ともテレワークをはじめとする多様な働き方を選択できる環境の構築を進めていく必要がある。

近年、赴任に際し転居を必要とする職員の住居の確保が困難となっている状況が生じており、各任命権者において適時適切に行行政サービスを提供するためには、配置された職員が速やかに職務に従事し専念できる体制を整える必要がある。本県は島しょ県であることから、特に離島における経験を今後の行政運営に活かしていくことも重要であり、円滑な人事異動や有為な人材確保の観点からも職員の住環境の改善について早急に取り組む必要がある。

このため、引き続き職員住宅の老朽化対策や遠隔地人事異動内示の早期化等を実施するほか、特に職員の住居の確保が困難な地域への赴任に際し公務に支障を来すことがないように、民間賃貸物件の借上げ等も含めた取組が求められる。

イ 心身の健康管理

職員の心身の健康管理は、健康の保持・増進の観点はもとより、公務遂行能力の維持向上の観点からも重要な課題である。

心の健康については、精神性疾患が病気休職の理由として高い割合を示していることから、本委員会はいくまでもその対策について指摘してきたところである。心の健康を害する要因は、仕事、職場

生活、家庭、地域等に存在し、複合的なものも考えられるが、職場における要因は職員自身の力だけでは取り除くことができないものもあることから、職場環境の改善も含めてメンタルヘルスケアを積極的に実施することが重要である。任命権者、管理監督者においては、ストレスチェックの受検率の向上に努め、集団分析結果をよりよい職場づくりのために活用していくことが求められる。

また、管理監督者及び職員は、長時間労働によって過労死のリスクが高まることなど心身に与える影響について認識を深めるとともに、長時間の勤務による面接指導の対象となった職員が、一人でも多く受診する取組が必要である。

ウ ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、勤労意欲の低下や心の健康に悪影響を及ぼし、職場環境の悪化や公務能率の低下にもつながるものである。パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメント等を防止するためには、特に管理監督の地位にある所属長をはじめとする職員が、自らの言動が職場環境に影響を与えることを認識し、職員が能力を最大限に発揮できるよう適切な言動による指導や関係構築を図ることが重要である。

各任命権者においては、職員が加害意識のないままハラスメント行為を行うことがあることを踏まえ、定期的な研修等により意識啓発に取り組む必要がある。

エ 会計年度任用職員及び高齢層職員の能力の活用

非常勤職員については、令和2年度に施行される地方公務員法等改正に伴い会計年度任用職員制度への移行に向け準備が進められているところである。また、高齢層職員については、再任用制度によって、これまで培ってきた能力及び経験を活用しているところである。

効率的な組織を維持しつつ、多様化する県民ニーズや複雑化・高度化する行政需要に対応し、公務を円滑に推進していくために

は、会計年度任用職員や高齢層職員の能力、経験等を本格的に活用していくことは不可欠であるため、能力、経験、適正等に応じ、一層高い意欲を持って能力を発揮することができるよう、その配置、役割を含め勤務環境の整備について検討する必要がある。

(3) 定年の引上げ

人事院は、昨年8月、国会及び内閣に対し、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行い、本年8月、定年の引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請したところである。

定年の引上げは、人事管理全般に影響を及ぼす重要な事項であることから、政府の関連法案の具体的内容や提案時期、他の地方公共団体の取組等を注視していく必要がある。

(4) 服務規律の徹底と適正な事務処理

本委員会は、これまでも職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として、飲酒運転、体罰等の不祥事が発生している状況にあり、本年度においては、懲戒処分に至るハラスメント事案も発生しており、県行政への信頼を大きく損なうものである。また、不適正な事務処理も度々指摘されている。

職員一人一人においては、県民全体の奉仕者であることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民の信頼に応えるべく、高い使命感を持って職務に精励することが肝要である。

各任命権者においては、従来から職員に対する注意喚起、研修の実施等に取り組んできたところであるが、改めてこれまでの取組の効果を検証の上、不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を捉えて職員に対する服務規律の徹底を図るとともに、内部統制機能を充実させ、法令等に基づく適正な事務処理を行う必要がある。

3 勧告実施の要請について

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置と

して設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な職員の給与水準を確保するとともに、人材の確保や組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的かつ安定的な運営に寄与するものである。

近年、行政需要が複雑化・高度化する中、職員においては、県民の安全・安心の確保を始め、様々な分野で日々職務に精励しており、給与をはじめとする勤務条件は、そのような職員の努力や実績に的確に報いる必要がある。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）を改正することを勧告する。

1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 住居手当

ア 住居手当は、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

イ 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と16,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を17,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)については令和2年4月1日から実施すること。

(2) 住居手当の支給に関する経過措置

令和2年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、1の(2)の改定に伴い、当該住居手当の支給月額が1,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、同年4月1日から令和5年3月31日までの間、段階的に住居手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	

再任職員以外の職員	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			

93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 37 条に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	476,800
	47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	477,100
	48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	477,400

	49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
	50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
	51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
	52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
	53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
	54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
	55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
	56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
	57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
	58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
	59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
	60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
	61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
	62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
	63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
	64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
	65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
	66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
	67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
	68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
	69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
	70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
	71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
	72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
再任用職員以外の職員	73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
	74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
	75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200			
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500			
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800			
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000			
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200			
94	300,600	324,200	350,600	384,200					
95	301,700	325,600	352,100	384,800					
96	303,000	326,900	353,600	385,300					
97	304,100	328,100	354,900	385,700					
98	305,300	329,400	356,100	386,100					
99	306,500	330,700	357,200	386,700					
100	307,700	332,000	358,400	387,200					

101	308,900	333,400	359,500	387,600						
102	309,900	334,300	360,600	388,100						
103	311,000	335,400	361,700	388,700						
104	312,000	336,600	362,900	389,200						
105	312,800	337,700	364,100	389,500						
106	313,400	338,800	364,600	389,900						
107	314,000	339,800	365,200	390,400						
108	314,700	340,900	365,800	390,700						
109	315,200	342,100	366,400	391,000						
110	315,700	343,100	366,900	391,500						
111	316,200	344,100	367,400	392,000						
112	316,800	345,000	367,900	392,500						
113	317,600	345,900	368,300	392,800						
114	318,300	346,800	368,700	393,300						
115	319,000	347,800	369,300	393,800						
116	319,700	348,800	369,800	394,300						
117	320,300	349,800	370,200	394,600						
118	321,100	350,300	370,700	395,100						
119	321,800	350,900	371,300	395,600						
120	322,600	351,500	371,800	396,100						
121	323,200	351,800	372,000	396,500						
122	323,500	352,200	372,500	397,000						
123	324,000	352,700	373,000	397,400						
124	324,500	353,100	373,400	397,900						
125	324,800	353,500	373,900	398,300						
126		353,900	374,400							
127		354,400	374,900							
128		354,800	375,400							
129		355,200	375,700							
130		355,600	376,200							
131		356,000	376,700							
132		356,400	377,200							
133		356,600	377,500							
134		357,100	378,000							
135		357,500	378,400							
136		357,800	378,800							
137		358,100	379,100							
138		358,500	379,600							
139		359,000	380,100							
140		359,500	380,600							
141		359,800	380,900							
142		360,300								
143		360,800								
144		361,300								
145		361,600								
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海事職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,000	175,200	228,500	272,300	321,000	357,500	416,400
	2	151,000	177,500	230,700	274,100	323,000	359,700	418,900
	3	152,200	180,000	232,700	275,900	325,100	361,800	421,500
	4	153,200	182,300	234,800	277,700	327,100	364,200	424,000
	5	154,200	184,600	236,800	279,000	329,300	366,100	426,200
	6	155,500	187,100	238,800	280,900	331,100	369,200	428,600
	7	156,800	189,500	240,900	282,700	332,700	372,200	431,000
	8	158,100	192,100	243,000	284,500	334,400	375,000	433,400
	9	159,200	194,300	245,200	285,900	335,900	377,800	435,100
	10	160,700	196,700	247,100	288,300	338,000	380,600	437,200
	11	162,300	199,100	249,000	290,500	340,300	383,600	439,400
	12	163,800	201,600	250,900	292,700	342,800	386,300	441,600
	13	165,100	204,000	252,500	295,100	344,700	389,000	443,300
	14	166,600	206,600	254,400	297,700	346,900	391,700	445,500
	15	168,100	209,300	256,200	299,900	349,000	394,500	447,600
	16	169,700	211,900	258,100	302,300	351,300	397,200	449,800
	17	171,100	214,200	259,700	304,500	353,600	400,000	451,900
	18	172,800	216,900	261,600	306,700	356,100	402,000	454,200
	19	174,500	219,600	263,500	308,900	358,300	404,000	456,500
	20	176,200	222,300	265,400	310,800	360,600	406,000	458,700
	21	177,800	224,800	266,900	312,800	363,000	407,500	460,900
	22	179,800	226,400	268,500	313,900	365,100	409,400	462,700
	23	181,700	228,000	270,000	315,000	367,200	411,200	464,400
	24	183,600	229,600	271,400	316,200	369,200	413,200	466,100
	25	185,300	231,100	272,900	317,500	371,300	414,700	467,500
	26	186,900	232,500	274,500	318,800	373,700	416,200	468,800
	27	188,700	234,000	275,900	320,300	376,100	417,900	470,000
	28	190,500	235,300	277,400	321,900	378,400	419,600	471,100
	29	192,000	236,900	278,700	323,200	380,400	420,600	472,200
	30	194,100	237,600	280,100	324,600	382,500	422,200	473,200
	31	196,200	238,700	281,500	326,100	384,700	423,700	474,200
	32	198,300	239,800	282,700	327,700	386,800	425,300	475,400
	33	200,100	241,000	283,400	329,200	388,500	426,800	475,700
	34	202,000	241,900	284,800	330,700	390,100	428,100	476,700
	35	203,900	242,700	285,900	331,800	391,700	429,400	477,800
	36	205,800	243,600	287,000	333,300	393,500	430,600	478,900
	37	207,500	244,300	287,900	334,800	395,000	431,800	479,800
	38	209,100	245,100	289,100	336,100	396,400	432,800	480,700
	39	210,600	245,900	289,900	337,500	397,900	433,800	481,600
	40	212,200	246,800	290,900	338,700	399,400	434,800	482,500
	41	213,600	247,700	292,000	340,000	399,900	435,200	483,300
	42	215,100	248,600	292,800	341,300	401,200	435,800	484,000
	43	216,700	249,400	293,600	342,800	402,400	436,500	484,700
	44	218,300	250,300	294,300	344,300	403,800	437,200	485,400
	45	219,700	251,100	295,200	345,700	405,200	437,800	485,900
	46	220,900	252,000	296,300	347,100	406,600	438,100	486,500
	47	222,100	252,800	297,200	348,500	408,000	438,700	487,100
	48	223,400	253,700	298,300	349,900	409,300	439,200	487,700

	49	224,800	254,100	299,700	350,700	410,600	439,500	488,000
	50	226,000	254,800	300,800	352,100	411,500	440,200	488,600
	51	226,900	255,400	301,700	353,400	412,400	440,900	489,300
	52	228,000	255,700	302,500	354,800	413,300	441,600	489,800
	53	229,300	255,900	303,500	356,100	413,500	442,200	490,300
	54	230,600	256,200	304,300	357,500	413,900	442,900	491,000
	55	231,800	256,600	305,300	358,800	414,400	443,600	491,300
	56	233,000	257,200	306,000	360,200	414,900	444,200	491,900
	57	234,100	257,500	307,100	360,800	415,300	444,600	492,400
	58	235,300	258,200	308,100	362,000	415,500	445,300	
	59	236,500	258,600	309,200	363,100	416,100	446,000	
	60	237,700	259,000	310,300	364,400	416,500	446,700	
	61	238,900	259,600	311,000	365,500	416,800	447,100	
	62	240,000	259,900	311,700	366,100	417,400	447,400	
	63	240,900	260,400	312,500	366,600	418,000	447,700	
	64	242,000	260,900	313,300	367,200	418,600	448,000	
	65	242,600	261,300	313,600	367,600	419,200	448,200	
	66	243,600	261,600	314,300	368,100	419,800	448,500	
	67	244,400	261,800	314,800	368,600	420,300	448,800	
	68	245,300	262,100	315,400	369,100	420,900	449,100	
	69	246,000	262,400	316,100	369,300	421,500	449,300	
	70	246,600			369,600	422,000	449,600	
	71	247,300			370,000	422,600	449,900	
	72	248,100			370,300	423,200	450,100	
	73	248,900			370,800	423,700	450,300	
再任用 職員以 外の職 員	74	249,600			371,000	424,300		
	75	250,100			371,500	424,800		
	76	250,500			371,900	425,400		
	77	250,800			372,200	425,900		
	78	251,100			372,700	426,500		
	79	251,600			373,200	427,200		
	80	252,300			373,700	427,800		
	81	252,600			374,200	428,100		
	82	252,900			374,600	428,700		
	83	253,100			375,100	429,400		
	84	253,500			375,600	430,000		
	85	253,800			376,000	430,400		
	86				376,500	430,900		
	87				376,900	431,600		
88				377,400	432,300			
89				377,900	432,500			
90				378,400				
91				378,900				
92				379,400				
93				379,700				
94				380,100				
95				380,600				
96				381,000				
97				381,500				
98				381,800				
99				382,300				
100				382,700				
101				383,300				
再任用 職員		215,100	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	216,400	277,100	324,300	406,000
	2	218,700	280,100	327,200	408,300
	3	220,900	282,900	330,300	410,700
	4	223,100	285,700	333,300	413,200
	5	225,200	288,500	336,500	415,300
	6	227,300	291,000	339,100	417,800
	7	229,500	293,200	341,700	420,000
	8	231,600	295,600	344,400	422,500
	9	233,900	298,200	347,400	424,200
	10	236,300	300,700	350,300	426,700
	11	238,700	303,100	353,400	429,000
	12	241,100	305,700	356,700	431,300
	13	243,200	308,000	359,500	432,700
	14	245,600	310,000	361,400	434,900
	15	248,000	312,100	363,600	437,100
	16	250,400	313,800	366,100	439,400
	17	252,400	316,000	368,300	441,500
	18	255,500	318,100	370,500	443,900
	19	258,600	320,100	372,600	446,200
	20	261,700	322,100	374,500	448,600
	21	264,600	324,100	376,500	450,700
	22	267,600	326,500	378,400	453,000
	23	270,500	329,100	380,400	455,400
	24	273,400	331,900	382,100	457,700
	25	276,200	333,900	383,500	459,700
	26	278,800	335,900	385,300	461,900
	27	281,300	338,000	387,100	464,000
	28	284,000	340,400	389,000	466,200
	29	286,800	342,800	390,900	468,300
	30	289,200	344,900	392,600	470,600
	31	291,400	346,800	394,300	472,800
	32	293,800	348,600	396,000	474,900
	33	296,000	350,600	397,600	476,800
	34	298,200	352,700	399,400	478,900
	35	300,700	354,800	400,900	481,200
	36	302,900	356,800	402,700	483,400
	37	305,400	358,400	403,800	485,500
	38	307,000	360,400	405,400	487,500
	39	308,700	362,500	406,900	489,400
	40	310,400	364,400	408,400	491,300
	41	312,300	366,300	409,300	493,300
	42	312,800	368,200	410,900	495,200
	43	313,700	370,000	412,400	496,900
	44	314,600	371,800	414,000	498,800

	45	315,500	373,600	415,300	500,700
	46	316,500	375,400	416,900	502,500
	47	317,300	376,900	418,300	504,300
	48	318,300	378,700	419,900	506,200
	49	319,200	380,200	421,300	507,900
	50	320,100	381,800	422,600	509,600
	51	320,900	383,400	423,900	511,400
	52	321,700	385,100	425,200	513,300
	53	322,900	386,200	425,900	514,900
	54	323,700	387,700	426,900	516,500
	55	324,500	389,100	427,800	518,200
	56	325,300	390,700	428,700	519,800
	57	326,000	392,000	429,600	521,400
	58	327,100	393,400	430,500	522,700
	59	328,200	394,700	431,400	524,000
	60	329,200	396,200	432,300	525,200
	61	330,200	397,500	433,200	526,400
	62	331,200	398,900	434,100	527,400
	63	332,300	400,400	435,100	528,400
	64	333,400	401,900	436,200	529,400
	65	334,100	402,900	437,100	530,000
	66	335,200	404,000	438,100	530,900
	67	335,900	405,000	439,100	531,800
	68	337,000	406,100	440,000	532,700
再任用 職員以 外の職 員	69	337,600	407,100	441,000	533,600
	70	338,700	408,000	442,000	534,400
	71	339,600	408,800	442,900	535,100
	72	340,700	409,600	443,900	535,600
	73	341,000	410,400	444,900	536,300
	74	342,000	411,300	445,800	536,800
	75	343,000	412,100	446,700	537,600
	76	344,000	412,900	447,700	538,200
	77	345,000	413,600	448,500	538,700
	78	346,000	414,000	449,000	
	79	346,900	414,300	449,700	
	80	347,800	414,600	450,300	
	81	348,800	414,900	451,100	
	82	349,800	415,200	451,800	
	83	350,800	415,400	452,100	
	84	351,800	415,700	452,700	
	85	352,400	416,000	453,100	
	86	353,000	416,300	453,400	
	87	353,600	416,600	453,700	
	88	354,200	416,900	454,000	
	89	354,800	417,100	454,300	
	90	355,200	417,400		
	91	355,600	417,700		
	92	356,100	418,000		

93	356,600	418,200		
94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		
99	359,500	419,900		
100	360,000	420,100		
101	360,400	420,300		
102	360,900	420,600		
103	361,200	420,900		
104	361,700	421,100		
105	362,200	421,300		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			
109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			
112	365,400			
113	365,800			
114	366,200			
115	366,700			
116	367,100			
117	367,500			
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			
特1				706,000
特2				761,000
特3				818,000
特4				895,000
特5				965,000
再任用 職員	282,800	293,800	315,700	399,700

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみに適用する。

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	346,200	400,300	
	39	230,100	284,900	348,400	401,700	
	40	231,900	286,900	350,500	403,100	
	41	233,600	288,600	352,400	404,800	
	42	235,300	290,900	354,500	406,200	
	43	236,900	293,200	356,400	407,500	
	44	238,500	295,700	358,500	409,000	
	45	239,900	297,700	360,300	410,600	
	46	241,200	300,100	362,300	411,900	
	47	242,500	302,300	364,200	413,400	
	48	243,700	304,900	366,200	415,000	

	49	245,100	307,200	367,800	416,700
	50	246,600	309,600	369,600	418,100
	51	247,800	311,900	371,500	419,700
	52	249,300	314,100	373,500	421,200
	53	250,400	316,300	375,300	422,900
	54	251,600	318,300	377,100	424,400
	55	253,000	320,300	378,900	426,000
	56	254,000	322,300	380,600	427,600
	57	255,300	324,200	382,100	429,100
	58	256,300	326,300	383,700	430,600
	59	257,400	328,400	385,400	431,800
	60	258,600	330,400	387,100	433,000
	61	259,900	332,500	388,300	434,200
	62	260,900	334,600	389,700	435,500
	63	262,300	336,800	391,100	436,800
	64	263,400	339,000	392,400	438,000
	65	264,700	340,700	393,800	439,200
	66	266,100	342,900	395,000	440,400
	67	267,500	344,900	396,400	441,600
	68	269,100	347,100	397,800	442,800
	69	270,500	348,900	399,100	444,000
	70	271,800	350,800	400,400	445,200
	71	273,100	352,800	401,800	446,400
	72	274,400	354,800	403,100	447,600
	73	275,500	356,400	404,400	448,700
	74	276,700	358,300	405,800	449,300
	75	278,000	360,100	407,200	449,800
	76	279,000	362,000	408,500	450,300
再任用 職員以 外の職 員	77	280,200	363,800	409,700	450,800
	78	281,400	365,500	410,900	
	79	282,600	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	
	89	293,900	381,200	424,000	
	90	295,000	382,500	425,000	
	91	296,200	383,700	426,000	
	92	297,400	385,000	427,000	
	93	297,900	386,300	427,900	
	94	298,900	387,400	428,700	
	95	300,000	388,700	429,500	
	96	301,200	389,900	430,300	
	97	302,200	391,300	431,100	
	98	303,300	392,300	431,500	
	99	304,300	393,400	431,900	
	100	305,400	394,400	432,300	
	101	306,300	395,300	432,700	
	102	307,400	396,300	433,000	
	103	308,500	397,400	433,300	
	104	309,500	398,500	433,600	

105	310,100	399,200	433,900		
106	311,000	400,100	434,200		
107	311,800	401,000	434,500		
108	312,600	401,900	434,700		
109	313,500	402,700	434,900		
110	313,900	403,600	435,200		
111	314,300	404,400	435,500		
112	314,800	405,200	435,700		
113	315,400	405,800	435,900		
114	315,800	406,500	436,200		
115	316,300	407,200	436,500		
116	316,800	407,900	436,700		
117	317,400	408,500	436,900		
118	317,900	409,000			
119	318,300	409,400			
120	318,800	409,800			
121	319,300	410,200			
122	319,700	410,500			
123	320,200	410,800			
124	320,700	411,000			
125	321,300	411,200			
126	321,600	411,500			
127	321,900	411,800			
128	322,200	412,000			
129	322,400	412,200			
130	322,700	412,500			
131	323,000	412,800			
132	323,300	413,000			
133	323,500	413,200			
134	323,700	413,500			
135	323,900	413,800			
136	324,200	414,000			
137	324,500	414,200			
138	324,700	414,500			
139	325,000	414,800			
140	325,300	415,000			
141	325,500	415,200			
142	325,700	415,500			
143	326,000	415,800			
144	326,200	416,000			
145	326,500	416,200			
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,500				
150	327,700				
151	328,000				
152	328,300				
153	328,500				
再任用 職員	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	345,900	370,000	
	39	229,300	258,700	347,900	371,300	
	40	231,000	261,000	349,800	372,900	
	41	232,600	263,600	351,300	374,000	
	42	234,300	266,000	353,100	375,400	
	43	235,900	268,200	354,700	376,800	
	44	237,500	270,400	356,400	378,300	
	45	239,200	272,500	358,200	379,700	
	46	240,700	274,700	359,900	381,300	
	47	242,000	276,900	361,200	382,900	
	48	243,400	278,800	362,800	384,400	
	49	244,600	281,100	364,000	385,800	
	50	246,000	283,000	365,500	387,300	
	51	247,400	284,900	367,100	388,800	
	52	248,600	286,900	368,700	390,200	

	53	249,700	288,600	370,100	391,400
	54	251,100	290,900	371,600	392,700
	55	252,300	293,200	373,100	393,800
	56	253,300	295,700	374,600	394,900
	57	254,500	297,700	376,100	396,300
	58	255,700	300,100	377,500	397,500
	59	256,800	302,300	378,900	398,700
	60	258,000	304,900	380,200	400,000
	61	259,400	307,200	381,100	401,200
	62	260,200	309,600	382,300	402,200
	63	261,400	311,900	383,500	403,600
	64	262,300	314,100	384,600	404,900
	65	263,300	316,300	385,500	406,100
	66	264,700	318,300	386,700	407,200
	67	265,800	320,300	387,700	408,400
	68	267,100	322,300	388,800	409,500
	69	268,700	324,200	390,000	410,500
	70	270,200	326,300	391,000	411,700
	71	271,500	328,400	392,100	412,900
	72	272,900	330,400	393,300	414,100
	73	273,900	332,500	394,300	414,700
	74	274,900	334,600	395,400	415,500
	75	276,100	336,800	396,500	416,200
	76	277,100	339,000	397,600	416,700
	77	278,300	340,700	398,500	417,000
	78	279,400	342,600	399,400	417,400
	79	280,600	344,300	400,400	417,800
	80	281,800	346,100	401,400	418,200
再任用 職員以外 の職員	81	283,000	347,900	402,200	418,500
	82	283,900	349,700	403,000	418,900
	83	285,100	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000
	89	290,800	360,000	408,000	421,300
	90	291,700	361,300	408,700	421,600
	91	292,600	362,700	409,200	421,900
	92	293,400	364,100	409,900	422,100
	93	293,700	365,600	410,300	422,300
	94	294,400	366,900	410,700	
	95	295,100	368,200	411,000	
	96	295,900	369,400	411,300	
	97	296,700	370,400	411,600	
	98	297,500	371,400	411,900	
	99	298,300	372,400	412,200	
	100	299,000	373,400	412,400	
	101	299,900	374,300	412,600	
	102	300,400	375,300	412,900	
	103	300,900	376,300	413,200	
	104	301,400	377,300	413,400	
	105	301,600	378,100	413,600	
	106	302,000	379,000	413,900	
	107	302,300	379,900	414,200	
	108	302,500	380,900	414,400	

109	302,700	381,700	414,600		
110	302,900	382,700	414,900		
111	303,200	383,700	415,200		
112	303,500	384,700	415,400		
113	303,700	385,300	415,600		
114	303,900	386,200	415,900		
115	304,100	387,100	416,200		
116	304,400	388,000	416,400		
117	304,700	388,800	416,600		
118	305,000	389,500			
119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
150		403,700			
151		404,000			
152		404,200			
153		404,400			
154		404,700			
155		405,000			
156		405,200			
157		405,400			
再任用 職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200
	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000
	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500
	43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900

	45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600
	46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
	47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
	48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200
	49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
	50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
	51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
	52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
	53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
	54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
	55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700
	56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400
再任用 職員以 外の職 員	69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	263,500	318,600	388,600		
	75	264,700	319,700	389,200		
	76	265,700	320,800	389,900		
	77	266,800	321,900	390,600		
	78	267,900	322,900	391,200		
	79	269,100	323,800	391,800		
	80	270,000	324,700	392,400		
	81	271,200	325,800	393,000		
82	272,500	326,600	393,600			
83	273,800	327,300	394,200			
84	275,000	328,100	394,800			
85	276,100	328,600	395,300			
86	277,200	329,100	395,800			
87	278,500	329,600	396,300			
88	279,700	330,100	397,000			
89	280,500	330,400	397,400			
90	281,700	330,900				
91	282,700	331,400				
92	283,900	331,900				
93	284,800	332,200				
94	285,800	332,600				
95	286,800	333,100				
96	287,800	333,600				

	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用 職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500

	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
再任用 職員以 外の職 員	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700

	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600		
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200		
再任用 職員以 外の職 員	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			
	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			

	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500

	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
再任用 職員以 外の職 員	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			

97	284,400	317,000	350,100	367,700
98	285,200	317,300	350,500	368,200
99	285,800	317,900	351,000	368,700
100	286,700	318,600	351,400	369,200
101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		

149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					
再任用 職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号	給	給料月額
		円
1		397,000
2		456,000
3		516,000
4		596,000
5		693,000
6		791,000

第5条第2項の給料表

号	給	給料月額
		円
1		331,000
2		367,000
3		394,000

別記第3

第7条第1項の給料表

号	給	給料月額
		円
1		375,000
2		422,000
3		472,000
4		533,000
5		608,000
6		710,000
7		830,000

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 146,100	円 195,500	円 231,500	円 264,200	円 289,700	円 319,200	円 362,900	円 408,100	円 458,400

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての特定業務等従事任期付職員に適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、163,100円とする。

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 146,300	円 195,600	円 281,800	円 332,400	円 388,800

備考1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、165,800円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表 (1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 249,800	円 335,000	円 399,000	円 471,700

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表 (2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 151,000	円 188,400	円 223,600	円 249,600	円 281,000	円 327,000	円 371,100

備考1 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、210,500円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表 (3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 165,300	円 192,400	円 240,200	円 262,700	円 287,100	円 330,100

備考1 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、209,800円とする。

(別紙)

人事院の報告及び勧告の骨子

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%〔行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳〕
〔俸給 344円 はね返り分(注) 43円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和元年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
	勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度以降	期末手当	1.30月	1.30月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係

平成31年職員給与等実態調査の概要	1
第 1 表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数	2
第 2 表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布	3
第 3 表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	4
第 4 表 職員の平均給与月額	4
第 5 表 職員の適用給料表別給与支給状況	5
第 6 表 職員の扶養親族数別人員	6
第 7 表 職員の住居手当の支給状況	6
第 8 表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第 9 表 職員の通勤手当の支給状況	7
第 10 表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移	7
第 11 表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布	8
第 12 表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布	40

2 民間給与関係

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要	41
第 13 表 産業別、規模別調査事業所数	42
第 14 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	42
第 15 表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	43
第 16 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	58

3 標準生計費及び労働経済指標

第 17 表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成 31 年 4 月分）	59
第 18 表 労働経済指標	60

1 職員給与関係

平成31年職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査対象

次の条例の適用を受ける常勤職員で、平成31年4月1日に在職する者とした。ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員等を除く。

- (1) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）
- (2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）
- (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

なお、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける常勤職員はいなかった。

3 調査時期

平成31年4月1日現在

4 調査事項

- (1) 在勤公署等に関する事項
- (2) 職員の経歴等に関する事項
- (3) 諸手当等に関する事項
- (4) 給与等の支給状況に関する事項
- (5) 採用者数等に関する事項
- (6) 再任用職員の各給料表の級別人員分布に関する事項

第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数

(職員給与等実態調査)

職務の種類	区分 職員の例 給料表		職員数				平均年齢		平均経験年数		平均扶養親族数	
			平成31年 4月	構成比	平成30年 4月	増減率	平成31年 4月	平成30年 4月	平成31年 4月	平成30年 4月	平成31年 4月	平成30年 4月
			人	%	人	%	歳	歳	年	年	人	人
全職員			20,205	100.0	20,060	0.7	42.0	41.8	19.3	19.1	1.1	1.1
行政職	行政職員	行政職	4,614	22.8	4,575	0.9	40.4	40.3	17.6	17.5	1.0	1.1
計			12,045	59.6	12,014	0.3	41.5	41.3	18.9	18.7	1.3	1.3
行政職	行政職員	行政職	4,243	21.0	4,213	0.7	40.5	40.5	17.7	17.6	1.1	1.1
公安職	警察官	公安職	2,755	13.6	2,740	0.5	38.6	38.5	17.3	17.2	1.7	1.7
海事職	船員	海事職	52	0.3	49	6.1	44.7	44.6	23.7	23.9	1.5	1.4
教育職	大学の教授、講師等	教育職(1)	115	0.6	120	△ 4.2	49.7	49.5	25.5	25.3	0.7	0.7
	高校・特別支援学校の教諭	教育職(2)	4,406	21.8	4,406	0.0	44.1	43.5	21.0	20.4	1.2	1.2
	小中学校の教諭	教育職(3)	36	0.2	34	5.9	44.9	43.8	22.0	21.0	1.6	1.7
研究職	農林水産工業関係研究員	研究職	203	1.0	212	△ 4.2	41.2	41.3	17.4	17.5	1.2	1.2
医療職	医師及び歯科医師	医療職(1)	21	0.1	20	5.0	49.6	48.7	23.4	22.8	1.4	1.5
	獣医師	医療職(2)	116	0.6	118	△ 1.7	42.1	41.3	17.4	16.6	0.9	0.9
	保健師	医療職(3)	84	0.4	88	△ 4.5	38.1	39.6	15.5	17.0	0.6	0.5
特定任期付の職	特定任期付職員	条例第7条の第1項の給料表	1	0.0	1	0.0	*	*	*	*	*	*
一定期間の業務に従事する職	特定業務等従事任期付職員	特定業務等従事任期付職員行政職給料表	1	0.0	2	△ 50.0	*	*	*	*	*	*
任期付の職	行政職員	行政職	11	0.1	10	10.0	49.5	54.2	22.8	26.6	1.5	0.9
	大学の教授、講師等	教育職(1)	1	0.0	1	0.0	*	*	*	*	*	*
市町村立学校関係の職	計		8,160	40.4	8,046	1.4	42.6	42.6	19.8	19.8	0.9	1.0
行政職	行政職員	行政職	371	1.8	362	2.5	38.8	38.4	15.9	15.5	0.7	0.6
教育職	小中学校の教諭	教育職(3)	7,723	38.2	7,612	1.5	42.8	42.9	20.1	20.1	1.0	1.0
医療職	小中学校の栄養職員	医療職(2)	66	0.3	72	△ 8.3	34.2	34.1	12.1	11.9	0.5	0.4

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
 2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係で必ずしも計とは一致しない。
 3 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。
 4 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 5 一定期間の業務に従事する職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項の規定により採用された職員の職である。
 6 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布

(平成31年職員給与等実態調査)

給料表 年齢階層	全職員			県関係職員															
	行政職	公安職	海事職	教育職(1)	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	特別第7条第1項の給料表	特別第8条第1項の給料表	特別第9条第1項の給料表	特別第10条第1項の給料表	特別第11条第1項の給料表	特別第12条第1項の給料表	特別第13条第1項の給料表	特別第14条第1項の給料表	
計	人 20,205	人 4,614	人 12,045	人 4,243	人 2,755	人 27	人 10	人 37	人 10	人 37	人 10	人 37	人 10	人 37	人 10	人 37	人 10	人 37	人 10
20歳未満	37	10	37	10	27	10	37	10	37	10	37	10	37	10	37	10	37	10	37
20歳以上 24歳未満	508	149	345	145	192	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24歳以上 28歳未満	1,272	392	754	359	272	3	—	69	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28歳以上 32歳未満	1,668	537	957	461	286	3	4	150	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32歳以上 36歳未満	2,082	490	1,267	427	343	5	1	440	1	22	1	18	9	—	—	—	—	—	—
36歳以上 40歳未満	2,180	423	1,380	397	347	5	15	585	3	17	—	8	2	—	—	—	—	—	—
40歳以上 44歳未満	2,874	649	1,810	613	362	7	13	763	10	23	1	15	2	—	—	—	—	—	—
44歳以上 48歳未満	3,264	780	2,083	734	329	9	14	917	12	42	2	19	3	—	—	—	—	—	—
48歳以上 52歳未満	2,673	572	1,528	527	237	5	18	679	6	24	2	21	8	—	—	—	—	—	—
52歳以上 56歳未満	1,942	319	983	295	168	3	13	469	4	14	5	7	5	—	—	—	—	—	—
56歳以上 60歳未満	1,673	293	869	275	192	12	14	330	—	17	2	10	15	—	—	—	—	—	—
60歳以上	32	—	32	—	—	—	23	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
 2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係で必ずしも計とは一致しない。
 3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(平成31年職員給与等実態調査)

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 職 員	計	100.0	% 80.3	% 10.6	% 9.0	% -	% 54.9	% 45.1
	行 政 職	100.0	76.9	12.7	10.3	0.0	62.6	37.4
県 関 係 職 員	計	100.0	79.5	5.4	15.0	0.1	66.0	34.0
	行 政 職	100.0	78.7	10.5	10.8	0.0	65.4	34.6
	公 安 職	100.0	52.8	0.7	46.2	0.3	92.3	7.7
	海 事 職	100.0	9.6	42.3	48.1	-	100.0	-
	教 育 職 (1)	100.0	91.3	6.1	2.6	-	52.2	47.8
	教 育 職 (2)	100.0	96.0	3.3	0.7	-	51.1	48.9
	教 育 職 (3)	100.0	100.0	-	-	-	63.9	36.1
	研 究 職	100.0	96.6	1.0	2.0	0.5	74.9	25.1
	医 療 職 (1)	100.0	100.0	-	-	-	71.4	28.6
	医 療 職 (2)	100.0	89.7	8.6	1.7	-	42.2	57.8
	医 療 職 (3)	100.0	98.8	1.2	-	-	13.1	86.9
	条 例 第 7 条 第 1 項 の 給 料 表	100.0	*	*	*	*	*	*
	特 定 業 務 等 従 事 任 期 付 職 員 行 政 職	100.0	*	*	*	*	*	*
	行 政 職 (任 期 付 の 職)	100.0	36.4	18.2	45.5	-	90.9	9.1
教 育 職 (1) (任 期 付 の 職)	100.0	*	*	*	*	*	*	
関 市 町 村 係 職 立 学 校 員	計	100.0	81.5	18.2	0.3	-	38.4	61.6
行 政 職	100.0	56.3	38.5	5.1	-	29.6	70.4	
教 育 職 (3)	100.0	82.8	17.2	-	-	39.2	60.8	
医 療 職 (2)	100.0	72.7	27.3	-	-	4.5	95.5	

- (注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
 2 構成比は上記(注)1の「*」、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。
 3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第4表 職員の平均給与月額

(職員給与等実態調査)

給与種目	区分	職員全体 (各給料表適用職員)			行 政 職		
		平成 31 年 4 月	平成 30 年 4 月	増 減 率	平成 31 年 4 月	平成 30 年 4 月	増 減 率
全 職 員	計	円 382,685	円 381,831	% 0.2	円 343,563	円 342,851	% 0.2
	給 料	348,780	347,924	0.2	311,626	311,097	0.2
	扶 養 手 当	11,833	11,899	△ 0.6	10,661	10,749	△ 0.8
	そ の 他	22,072	22,008	0.3	21,276	21,005	1.3
県 関 係 職 員	計	375,799	373,828	0.5	345,847	345,216	0.2
	給 料	342,865	341,454	0.4	313,513	313,120	0.1
	扶 養 手 当	12,944	12,932	0.1	10,993	11,133	△ 1.3
	そ の 他	19,990	19,442	2.8	21,341	20,963	1.8
関 市 町 村 係 職 立 学 校 員	計	392,847	393,778	△ 0.2	317,438	315,328	0.7
	給 料	357,509	357,585	△ 0.0	290,044	287,559	0.9
	扶 養 手 当	10,194	10,355	△ 1.6	6,863	6,279	9.3
	そ の 他	25,144	25,838	△ 2.7	20,531	21,490	△ 4.5

- (注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。
 2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
 3 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第5表 職員の適用給料表別給与支給状況

(平成31年職員給与等実態調査)

給料表	全職員											関係係職員											市町村立学校関係職員					
	行政職	公安職	海事職	教育職(1)	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	条例第7条第1項の給料表	特別高等学級主任補佐	行政職(任期付の職)	教育職(任期付の職)	行政職	医療職(3)	医療職(2)	医療職(1)	研究職	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	行政職	教育職(3)	医療職(2)
① 1人当たり給料月額	円 339,553	円 311,022	円 335,935	円 312,856	円 321,057	円 334,237	円 426,324	円 364,662	円 378,061	円 349,878	円 490,219	円 320,028	円 298,669	円 *	円 *	円 278,136	円 *	円 344,893	円 290,044	円 348,221	円 263,739	円 *	円 1,072	円 *	円 1,132	円 *	円 348,221	円 263,739
② 1人当たり給料の調整額	円 1,548	円 604	円 1,870	円 657	円 426	円 -	円 -	円 3,131	円 -	円 3,007	円 11,471	円 23,959	円 12,389	円 *	円 *	円 9,136	円 *	円 1,072	円 -	円 -	円 -	円 1,072	円 -	円 1,132	円 -	円 -	円 -	円 -
③ 1人当たり教職調整額	円 7,679	円 -	円 5,060	円 -	円 -	円 13,693	円 -	円 13,722	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 *	円 *	円 -	円 -	円 11,545	円 -	円 -	円 -	円 11,545	円 -	円 12,198	円 -	円 -	円 -	円 -
④ 1人当たり扶養手当月額	円 11,833	円 10,661	円 12,944	円 10,993	円 16,736	円 14,337	円 6,770	円 12,838	円 17,597	円 11,502	円 14,333	円 9,310	円 6,810	円 *	円 *	円 13,545	円 *	円 10,194	円 6,863	円 10,404	円 4,333	円 *	円 10,194	円 6,863	円 10,404	円 20,531	円 25,421	円 18,689
⑤ 1人当たりその他手当月額	円 22,072	円 21,276	円 19,990	円 21,341	円 16,209	円 20,311	円 14,918	円 18,579	円 14,353	円 22,014	円 465,031	円 37,707	円 20,489	円 *	円 *	円 6,209	円 *	円 25,144	円 20,531	円 397,376	円 286,761	円 *	円 392,848	円 317,438	円 397,376	円 286,761	円 286,761	円 286,761
⑥ 合計	円 382,685	円 343,563	円 375,799	円 345,847	円 354,428	円 368,885	円 448,012	円 412,932	円 423,704	円 386,401	円 981,054	円 391,004	円 338,357	円 *	円 *	円 307,026	円 *	円 392,848	円 317,438	円 397,376	円 286,761	円 *	円 392,848	円 317,438	円 397,376	円 286,761	円 286,761	円 286,761

(注) 1 1人当たり給料月額(①)、1人当たり給料の調整額(②)及び1人当たり教職調整額(③)は、切替に伴う差額を含めた額である。
 2 1人当たりその他手当月額(⑤)は、管理職手当、住居手当等である。
 3 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
 4 各区分欄の合計⑥は、四捨五入の関係で必ずしも①から⑤までの計とは一致しない。
 5 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。
 6 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第6表 職員の扶養親族数別人員

(平成31年職員給与等実態調査)

区分 扶養親族数	該当職員数	うち扶養親族である配偶者を有する者	うち扶養親族である子を有する者	うち配偶者、子以外の扶養親族を有する者
		人	人	人
合計	9,965	3,602	8,943	613
1人	2,805	672	1,861	272
2人	3,186	826	3,113	122
3人	2,517	1,083	2,512	104
4人	1,135	765	1,135	69
5人	257	198	257	37
6人	54	47	54	7
7人	7	7	7	1
8人	3	3	3	1
9人	0	0	0	0
10人	1	1	1	0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成31年職員給与等実態調査)

区分	計	県関係職員	市町村立学校関係職員
受給者	7,000人	4,427人	2,573人
手当月額11,000円未満の受給者	9	8	1
手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	2,275	1,391	884
手当月額27,000円の受給者	4,716	3,028	1,688
手当受給者1人当たり平均手当月額	25,800	25,806	25,790

職員の家族の借家・借住	受給者	55人	38人	17人
	手当受給者1人当たり平均手当月額	13,193	13,289	12,976

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成31年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離									受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上		
受給者数	111人	10人	31人	173人	16人	-	1人	4人	21人	367人	48,387円

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(平成31年職員給与等実態調査)

区分	全 職 員		県 関 係 職 員		市町村立学校関係職員	
	人 数	構 成 比	人 数	構 成 比	人 数	構 成 比
受給者	人 15,384	% 76.1	人 9,690	% 80.4	人 5,694	% 69.8
交通機関等利用者	1,938	9.6	1,875	15.6	63	0.8
交通用具使用者	13,380	66.2	7,769	64.5	5,611	68.8
交通機関等と 交通用具の併用者	66	0.3	46	0.4	20	0.2
非受給者	4,821	23.9	2,355	19.6	2,466	30.2
計	20,205	100.0	12,045	100.0	8,160	100.0
手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 8,426		円 9,629		円 6,380	
職員1人当たり 平均手当月額	6,416		7,746		4,452	

(注) 1 受給者の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも「受給者」と一致しない。
2 受給者と非受給者の和の構成比は、四捨五入の関係で必ずしも計と一致しない。

第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移

(職員給与等実態調査)

年	給 与 種 目				指 数	対前年 増加率	平均年齢	平均経験 年 数
	給 料	扶養手当	そ の 他	計				
	円	円	円	円		%	歳	年
平成23年	352,599	10,585	22,614	385,798	100.0	-	41.8	19.2
平成24年	350,183	10,467	23,198	383,847	99.5	△ 0.5	41.6	19.0
平成25年	329,801	10,415	21,703	361,919	93.8	△ 5.7	41.5	18.9
平成26年	349,002	10,376	22,122	381,500	98.9	5.4	41.6	18.9
平成27年	349,972	10,240	22,138	382,350	99.1	0.2	41.6	18.9
平成28年	347,021	10,138	22,167	379,326	98.3	△ 0.8	41.5	18.8
平成29年	347,079	10,820	22,294	380,193	98.5	0.2	41.6	19.0
平成30年	347,924	11,899	22,008	381,831	99.0	0.4	41.8	19.1
平成31年	348,780	11,833	22,072	382,685	99.2	0.2	42.0	19.3

(注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。
2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
3 各年の平均給与月額には、その年の給与勧告に基づく改定分は含まれていない。
4 指数とは、平成23年の「平均給与月額」・「計」を100としたものである。
5 対前年増加率とは、「平均給与月額」・「計」に係る対前年増加率である。
6 平成23年及び平成25年の「平均給与月額」は、厳しい財政状況に対処するための臨時的、特例的措置で実施された条例による減額後の額である。
7 「平均給与月額」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表(県関係職員)(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)(平成31年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									1
4						2			1
5	6	17							1
6		21							2
7		18							1
8		7							2
9	6	28							1
10	1	16							
11		13							1
12		17							
13	21	19							3
14	2	30							3
15	1	21	1						2
16	1	15	1			1			
17	12	9							1
18	3	7							1
19		16						8	
20	2	10						5	
21	12	19	1					4	1
22	5	15						4	
23	8	22	2					3	
24	1	26	1					2	
25	69	31	5					3	
26	2	16	4					2	
27	10	27	10	3				2	
28	2	25	5	3				2	
29	45	28	14	9				3	
30	14	23	6	9			1	5	
31	10	20	8	12			11	2	
32	3	29	12	8			10		
33	53	32	10	30	1		3	1	
34	27	20	5	26	1		8	1	
35	20	31	11	27			7		
36	8	19	13	20			2		
37	18	28	16	26	5	1	1	2	
38	16	21	7	17	1		2		
39	8	30	8	16	3				
40	6	15	11	24	5				
41	24	23	11	20	5				1
42	12	27	12	29	6	1			
43	10	22	16	30	7				
44	4	24	9	33	10	2			
45	17	19	14	25	10	1		1	
46	4	8	16	36	9	1			
47	6	12	13	41	7	1	2		
48	5	13	4	32	11	1	1		
49	9	15	16	36	11	2			
50	7	8	10	30	12	3			
51	3	9	10	36	20	19			
52	1	12	17	25	20	22			
53	9	4	9	27	19	27			
54	3	8	13	35	16	27			
55	1	10	7	29	14	14			
56	1	14	2	19	16	17			
57	5	2	6	31	26	11	1		
58	2	3	5	21	23	8			
59		6	3	34	18	20			
60	2	5	5	28	13	10			
61	3	4	7	19	21	7	1		
62	2	2	2	18	18	5			
63	2	3	3	20	8	7			
64			4	12	16	5			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65	2	2	6	20	16	5			
66		2	3	14	15	2			
67		1	1	21	20	3			
68			2	5	10	4			
69	1	1		10	8	3			
70		1	1	8	25	2			
71		3		9	14	5			
72	1	2		5	19				
73				7	16	2			
74		1		10	16				
75			1	5	16				
76	1			10	15	1			
77			1	4	17	1			
78		1		7	12				
79				5	11	1			
80				1	6	2			
81				8	9				
82		1		5	8				
83			1	7	11				
84			1	5	5				
85				2	16	9			
86				6	12				
87			1	1	10				
88				4	10				
89				5	13				
90			1	5	9				
91				5	7				
92				2	3				
93				95	49				
94									
95			1						
96		1							
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104		1							
105									
106									
107									
108			1						
109									
110			1						
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		2							
計	529	1,013	387	1,187	750	255	50	50	22
							総計		4,243

(注) 1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当職員がない号給は空欄とした。
2 上記1は、以下第11表の各表について同じである。

その2 公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3	10								
4									
5				1					
6									
7	21								
8									
9									
10									
11	23						1		
12	1								
13	9								
14									
15	24								
16	3								
17	14								
18	2								
19	3	4							
20	4								
21	59	5							
22	4	3							
23	3	17							
24	4	1							
25	54	3					1		
26	6	6							
27	9	26							
28	7	6		1					
29	23	17							
30	4	9							1
31	3	25		1					3
32	7	14		3					3
33	16	21		4					4
34	4	17		6	1				
35	3	15		5	1				1
36	1	9		3	3				
37	16	15		4					
38		16	3	5	1				
39	3	19	6	5					
40	1	11	7	4	4				
41	7	10	5	3					
42	1	16	9	4	2				
43		14	11	7	1				
44		13	11	6	2			5	
45	6	15	9	3	3			5	
46	2	9	20	4	1			5	
47		18	18	6	4			2	
48		16	22	3	3			4	
49		18	27	4	1			1	
50		8	11	6	2	1	1	1	
51		8	15	4	2	2	1	1	
52		9	23	7	6	1			
53		6	13	5	3	5	2		
54		9	16	6	2	6	2	1	
55		9	15	4	4	1	4		
56		11	19	8	1	4	5	1	
57		11	16	10	3	6	3		
58			9	9	2	3	6		
59		1	13	7	1		3		
60			21	9	2		3		
61			15	10	7		2	2	
62			18	12	9	6	3		
63		1	11	6	11	2	2		
64		1	8	10	1	5	5		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			11	8	8	5			
66			16	13	7	2	2		
67			7	11	4	1	2		
68			17	13	7	2			
69			16	9	9	3	1		
70			14	17	12	3	2		
71			16	19	10	4	2		
72			18	18	2	2			
73			16	11	6	4	1		
74			22	20	3	1	1		
75			11	17	8	2	2		
76			13	14	3	5			
77			14	21	5	5			
78			13	11	8		2		
79			13	12	6	3	1		
80			9	11	5	2			
81			14	9	7				
82			5	7	3	6			
83			1	16	5	6			
84			3	10	4	7			
85			2	16	9	3	3		
86			3	12	6	4			
87			3	15	8	3			
88			5	14	8	9			
89			2	14	9	5			
90			3	10	7	4			
91			1	11	6	3			
92				7	4	2			
93				4	64	21			
94			2	4					
95			1	11					
96				4					
97				3					
98				3					
99				3					
100			3	5					
101				5					
102			3	5					
103			1	6					
104			3	3					
105			1	3					
106				4					
107			1	6					
108			2	2					
109				5					
110			1	3					
111									
112				5					
113			1	1					
114				7					
115				3					
116			1	5					
117				4					
118				6					
119				2					
120				3					
121				3					
122				2					
123				1					
124				1					
125			2	4					
126									
127									
128									

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	357	462	661	687	326	159	63	28	12
								総計	2,755

その3 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13			1				
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23			1				
24							
25			1				
26							
27							1
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34				1			
35		1	1				
36							
37							
38			1				
39			2				
40			2		1	1	
41			1		1		
42							
43		1					
44							
45	1	1					
46							
47				1	1		1
48						1	
49	1						
50							
51				1			
52							
53		1					
54				1			
55		1					
56							
57						1	
58							
59							
60		1					
61	1						
62				1			
63		1		1			
64							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
65	人	人	人	人	人	人	人
66	1						
67		1			1		
68						1	
69		1					
70				1			
71							
72						1	
73				1	1	2	
74							
75							
76							
77	1			1			
78				1			
79							
80							
81							
82							
83							
84				1			
85	1			1			
86							
87							
88							
89				1			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
計	6	9	10	13	5	7	2
						総計	52

その4 教育職給料表(1) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				1
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17			1	
18				
19				
20			1	
21			1	3
22			1	
23				2
24				2
25	1		3	2
26				5
27				1
28				
29	1	2		1
30				
31			1	1
32				3
33		1	1	3
34	1	1		
35		1		
36		1		2
37			2	2
38	1		1	1
39	1	2		1
40			1	
41		2	2	2
42			1	
43			2	
44			1	
45			2	4
46		1	2	1
47				1
48				
49	3	1		
50	1		1	
51			1	
52	1	1		
53		1	4	
54				
55			2	1
56		1		1
57				
58				
59			1	
60	1			1
61				
62				
63				
64				1

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
65	人	人	人	人
66			1	
67				1
68				
69		2	1	
70				
71				
72			2	
73				
74				
75			1	
76				
77				
78		1	1	
79				
80			1	
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88		1		
89				
90				
91	1			
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
129				
特 1				*
特 2				*
特 3				*
特 4				*
特 5				*
計	12	19	39	45
			総 計	115

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その5 教育職給料表(2) [高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、
教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1		2			
2					
3					
4		1			
5		5			
6					
7					
8		1			
9		8			
10		2			1
11					
12		2			
13		12			1
14		3			
15					3
16		2			2
17		14			1
18		3			3
19					2
20		2			2
21		18			6
22		3			2
23					4
24		2			4
25		14			9
26		7			3
27		1			10
28		5			4
29		24			7
30	1	4			4
31	2	4			2
32		8			2
33	2	49			3
34		9			
35	1	5			
36	2	8			
37	2	62			1
38		14		1	
39		6			
40		10			
41	4	58			
42	1	18		1	
43	1	8		1	
44	1	10			
45	2	66		1	
46		24			
47		16			
48	2	22			
49	2	45			
50	2	26			
51	2	20			
52		22			
53	6	49		2	
54	1	34			
55	3	22		2	
56	1	23		3	
57	14	58		4	
58	2	32		5	
59	4	14		6	
60	2	20		3	
61	11	53		4	
62		24		5	
63	3	26		7	
64	6	21		9	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65	13	39	1	7	
66	5	36		8	
67	3	28		8	
68	3	21	1	13	
69	7	43		4	
70	3	29		4	
71	1	32		11	
72	1	20		7	
73	7	32	1	5	
74	5	34		2	
75	2	25		4	
76	3	35		1	
77	13	45		7	
78	6	29			
79	8	36			
80	3	29			
81	12	34			
82	3	38			
83	5	44	1		
84	3	51	1		
85	10	41			
86	6	47			
87		47			
88	1	37			
89	8	45	1		
90	3	40	2		
91	4	62			
92	2	55	1		
93	4	45	1		
94	2	52	1		
95	1	57			
96	1	56			
97	2	45	1		
98	1	48			
99		68			
100		56			
101	3	43	1		
102	1	26	1		
103	1	49			
104	3	47			
105	1	32			
106		27			
107	1	34			
108		47			
109	2	24			
110	1	34			
111		37			
112		40			
113	1	31			
114	1	26			
115	2	45			
116		32			
117	2	40			
118	1	35			
119		43			
120		45			
121	2	36			
122	1	43			
123	1	47			
124	2	48			
125	1	39			
126	1	49			
127	2	44			
128		53			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129		46			
130		49			
131		47			
132		31			
133	1	37			
134		29			
135		21			
136		16			
137	2	3			
138		11			
139	1	4			
140		5			
141					
142					
143	1				
144	1				
145		1			
146	1				
147	2				
148	4				
149	2				
150					
151	4				
152	2				
153	1				
計	283	3,898	14	135	76
				総 計	4,406

その6 教育職給料表(3)

〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、
養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65		1			
66		1			
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75		1			
76					
77					
78					
79					
80		1			
81		1			
82					
83		1			
84				1	
85					
86		1			
87					
88		1			
89					
90		1			
91					
92				2	
93					
94					
95		2			
96		1			
97		1			
98		1			
99					
100					
101					
102					
103		1			
104		2			
105					
106		1			
107					
108					
109		1			
110					
111					
112		1			
113		1			
114					
115		1			
116		1			
117					
118		2			
119		2			
120					
121					
122					
123		1			
124		1			
125					
126					
127					
128					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129					
130					
131					
132					
133					
134		1			
135					
136		2			
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146		1			
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計	0	33	0	3	0
				総 計	36

その7 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人	人	人	人
2		1			
3					
4					
5		3			
6					
7					
8					
9		1			
10		2			
11					
12					
13		2			
14		1	2		
15					
16			1		
17		2			
18		2	1		
19		1			
20		1	1		
21		4	2		
22		2	3		
23		3	2		
24		2	1		
25		2	1		
26		3			
27		1			
28			1		
29	2	1			
30		1	1		1
31		2			4
32		1	1		
33		3	1		
34		2			1
35			1		1
36					
37		1			1
38		1	1	1	
39		3	1		
40		3		1	1
41		1		1	
42			1		
43					
44		2	2	3	
45		1	1		
46			1	2	1
47		1		1	
48		1	2		
49				1	
50		1	2	1	
51		4		1	
52		1	1	1	
53			2	1	
54				1	
55			1		
56			1	1	
57		1	2	1	
58				2	
59			3	1	
60			2	1	
61				1	
62		1	1		
63			2	1	
64			3	1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
65			1	1	
66			3	1	
67			1	1	
68			1	2	
69				1	
70		1			
71				2	
72			3	1	
73			4	13	
74			3		
75			2		
76					
77					
78					
79			4		
80			1		
81		1	1		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88			2		
89			4		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	2	67	78	46	10
				総 計	203

その8 医療職給料表(1) (保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	1			
10				
11				
12				
13	2			
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				1
30				
31				
32				
33			1	
34				
35				1
36	1	1		1
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44			1	1
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				1
52				
53				
54				1
55				3
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
65				2
66				
67			1	
68				
69				
70				
71				
72			1	
73				
74			1	
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	4	1	5	11
			総計	21

その9 医療職給料表(2) (県関係職員) 〔保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、
栄養士、獣医師その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15		2					
16							
17		1					
18							
19		2					
20							
21			1				
22			1				
23		6	1				
24							
25			1				
26							
27		2					
28		1					3
29		1					1
30							
31		2	1				
32		2	1				
33			4				
34		1	1				
35							
36		1	2		1		1
37			1				
38			2	1			1
39		2					
40							
41							1
42				1			
43		2	1		2		
44			1	1			
45					2	1	
46							
47						1	
48					2	1	
49			1		1		
50							
51				1	2		
52							
53			1			1	
54			1		1		
55					2		
56			2		1		
57					1		
58			1				
59		1			1		
60						1	
61					1		
62				1			
63					2	1	
64			1		2	3	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65			1		2	2	
66							
67				2	3		
68					1		
69							
70				1			
71				1			
72					2		
73							
74					1		
75				1			
76					2		
77							
78			1				
79				1			
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86				1			
87		1					
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	27	27	12	32	11	7
						総計	116

その10 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6			3			
7						
8			1			
9			1			
10						
11						
12			1			
13						
14		3				
15						
16			1			
17						
18		4	1			
19		2				
20		1				
21			2			
22			2			
23		4	1			
24		1				
25		1				
26		1				
27		3				
28		2	3			
29			1			
30			1			
31		1				
32						
33				2		
34			1			
35		2	1			
36			2			
37			1			
38						
39						
40						
41		1				
42						
43						
44						1
45						
46						
47						
48						
49						
50						1
51						
52						
53						
54				2		
55						
56						
57			1			
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
65						
66				1		
67						
68						
69						
70						
71						
72				1		
73						
74						
75					1	
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83					1	
84						
85				1	1	
86					1	
87						
88				1		
89					1	
90					1	
91						
92				2		
93					11	
94						
95						
96						
97						
98						
99				2		
100						
101				1		
102						
103						
104						
105						
106				1		
107						
108						
109				1		
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	26	24	15	17	2
					総計	84

その11 行政職給料表（市町村立学校職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15	1								
16									
17		2							
18									
19		2							
20		1							
21		2							
22		5							
23	2	1							
24		4							
25		3							
26		5							
27	7	5							
28	2	10							
29		7							
30	4	1							
31	8	8							
32	1	3							
33	1	6							
34	4	4							
35	3	1							
36	1	2							
37	1	7							
38		2							
39	3	1							
40	2	2							
41	1	1	1						
42		1							
43	5	3	1						
44		2		1					
45	2	4	1	2					
46	2	1	1						
47			2						
48	3	4	3	4					
49	3	2		3					
50	1	2	3	3					
51	1	1	1	1					
52	5	3	3						
53	2	1	2	2					
54		3	3						
55	3	3		2					
56	2	1	2	3					
57	1	1	3	2					
58		1		1					
59	3		3	3					
60	1	2	2						
61				4					
62	2			2					
63		3		3					
64				4					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66	2	1		4					
67				1					
68				3					
69	1	1		3					
70				4					
71				1					
72				3	2				
73				3	3				
74				4	2				
75				2	2				
76				3	2				
77				2	2				
78				3					
79									
80				4					
81				1					
82				1	2				
83					1				
84				3	1				
85				1	1				
86				1	6				
87					3				
88				2	3				
89				1	3				
90					2				
91					2				
92									
93				2	4				
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	80	125	31	94	41	0	0	0	0
								総計	371

その12 教育職給料表(3) (市町村立学校職員) 〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					
10		1			
11					1
12					2
13		85			
14					3
15		2			
16		13			6
17		88			12
18		1			12
19		3			13
20		12			31
21		84			40
22		6			29
23		7			32
24		18			36
25		83			31
26		18			33
27		8			22
28		23			16
29		97			13
30		16			9
31		11			7
32		26			8
33		85			3
34		19			1
35		21			3
36	1	36			3
37		108		1	5
38		22			
39		25			
40		23			
41		106			
42		31		1	
43		29			
44		38		1	
45		96			
46		36			
47		26			
48		27			
49		111		2	
50		36		2	
51		48		2	
52		33		3	
53		101		4	
54		43	1	1	
55		42		1	
56		45		5	
57		115	1	2	
58		50		2	
59		43		3	
60		30		3	
61		109		1	
62		38		1	
63		55		4	
64		40		4	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65		93		10	
66		51		7	
67	1	60	1	5	
68		33		8	
69		67		11	
70		38		10	
71		38	1	13	
72		37	3	7	
73		72		13	
74		53	1	14	
75		34	1	12	
76		38		7	
77		56	1	30	
78		52	1	22	
79		52		25	
80		45		27	
81		46		14	
82		34	1	23	
83		44	1	18	
84		49		15	
85		41		13	
86		66	1	11	
87		34	1	11	
88		48		6	
89		48	1	4	
90		46		7	
91		44	2	4	
92		45		2	
93		54		15	
94		34			
95		41			
96		60			
97		63			
98		54			
99		56			
100		33			
101		62	1		
102		57			
103		79	1		
104		52			
105		68			
106		48			
107		51			
108		68			
109		46			
110		42			
111		57			
112		47			
113		50			
114		54			
115		49			
116		39			
117		39			
118		41			
119		31			
120		45			
121		56			
122		37			
123		62			
124		48			
125		57			
126		34			
127		56			
128		56			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129		59			
130		65			
131		52			
132		73			
133		74			
134		74			
135		74			
136		90			
137		73			
138		92			
139		87			
140		89			
141		88			
142		85			
143		74			
144		74			
145		51			
146		46			
147		41			
148		39			
149		22			
150		20			
151		6			
152		7			
153		4			
154		2			
155		1			
156					
157		1			
計	2	6,923	20	407	371
				総 計	7,723

その13 医療職給料表(2) (市町村立学校職員) (中学校及び小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5		2	1				
6							
7							
8							
9		2					
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16		1					
17							
18		1					
19							
20							
21		2	2				
22		2					
23		1	2				
24			1				
25		2					
26		1	2				
27			3				
28		1	2				
29		2	1				
30			1				
31		1	2				
32		1	1				
33		1	1				
34			2				
35		1	1				
36			1				
37			1				
38			1				
39							
40			1				
41			1				
42			2				
43			2				
44							
45			2				
46							
47							
48							
49					2		
50			1		1		
51			1				
52							
53			1				
54							
55							
56							
57					1		
58							
59							
60					1		
61					1		
62							
63							
64							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65							
66							
67							
68							
69			1				
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76			1				
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84			1				
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	21	39	0	6	0	0
						総計	66

その14 特定任期付職員 〔高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用〕

号 給	人 員
	人
1	*
2	*
3	*
4	*
5	*
6	*
7	*
総 計	1

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その15 特定業務等従事従事任期付職員 〔一定の期間、特定の業務に従事する職員に適用〕

行政職給料表

号 給	人 員
	人
1	*
2	*
3	*
4	*
5	*
6	*
7	*
8	*
9	*
総 計	1

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その16 任期付職員 〔任期を定めて採用された職員に適用〕

行政職給料表適用

職務の級	号 給	人 員
		人
1	30	1
1	74	2
1	81	1
1	83	1
2	63	1
2	75	1
2	86	1
2	93	1
*	*	1
*	*	1
総 計		11

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その17 任期付職員 〔任期を定めて採用された職員に適用〕

教育職給料表(1)適用

職務の級	号 給	人 員
		人
*	*	1
総 計		1

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布
その1 フルタイム勤務職員

(平成31年職員給与等実態調査)

職務の級 給料表	計	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	人 59	人	人		人 58	人 1					
教育職(2)	60	16	44								
教育職(3)	90		90								
研究職	4				4						
医療職(2)	2					2					
医療職(3)	1				1						
給料表計	216										

(注) 該当職員がない職務の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表には該当職員はいない。

その2 短時間勤務職員

職務の級 給料表	計	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	人 134	人	人		人 129	人 5	人	人	人	人	人
公安職	37				9	22	5		1		
教育職(3)	81		81								
医療職(2)	5					5					
医療職(3)	2					2					
給料表計	259										

(注) 該当職員がない職務の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表には該当職員はいない。

2 民間給与関係

2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与と民間従業員の給与とを比較・検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。))に分類された400事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種。うち初任給関係職種18職種）

(3) 調査実人員

調査実人員は5,294人（うち初任給関係551人）で、うち行政職に相当する職種に係る調査実人員は4,594人（うち初任給関係496人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は22,153人で、うち行政職に相当するものは13,624人である。

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を産業、企業規模、組織によって13層に層化し、これらの層から148事業所を無作為抽出法によって抽出した。

(2) 従業員の抽出

従業員の抽出は、臨時の従業員及び役員は全て除外した。また、初任給関係職種以外の調査対象職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、無作為に抽出した。

5 集計

総計及び平均値の算出に際しては、全て従業員の抽出率の逆数を乗じることにより母集団に還元した。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	業 業 計	事業所 131	事業所 41	事業所 60	事業所 30
農 業, 林 業, 漁 業		—	—	—	—
鉱 業, 採 石 業, 砂 利 採 取 業, 建 設 業		15	2	9	4
製 造 業		13	0	8	5
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業, 情 報 通 信 業, 運 輸 業, 郵 便 業		34	11	13	10
卸 売 業, 小 売 業		21	7	7	7
金 融 業, 保 険 業, 不 動 産 業, 物 品 賃 貸 業		9	5	2	2
教 育, 学 習 支 援 業, 医 療, 福 祉, サ ー ビ ス 業		39	16	21	2

- (注) 1 上記調査対象事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が16所あった。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。))」である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事 務・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	円 168,272	円 168,707	円 167,323	円 170,607
		短 大 卒	143,864	135,287	145,710	150,000
		高 校 卒	136,077	132,094	137,806	130,000
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	179,615	188,466	176,626	161,486
		短 大 卒	156,274	—	155,551	158,000
		高 校 卒	152,921	156,776	151,419	146,604
	新 卒 事 務 員・技 術 者 計	大 学 卒	170,711	172,741	169,589	169,467
		短 大 卒	145,277	135,287	146,714	155,333
		高 校 卒	144,527	146,172	143,810	143,283

- (注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額であり、採用のある事業所について平均したものである。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務	支店長	7	53.9	676,056	254	675,802	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。) 本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄を参照のこと。	
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	5	54.9	727,761	363	727,398		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	*	*	*	*	*		構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技 術 関 係 職 種	事務部長	116	51.3	538,804	1,297	537,507	2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	74	51.4	546,548	1,449	545,099		
	短大卒	18	51.0	511,871	609	511,262		
	高校卒	24	51.4	533,664	1,304	532,360		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	50	52.5	501,571	179	501,392		
	大学卒	33	52.8	512,366	268	512,098		
	短大卒	12	51.3	493,066	0	493,066		
	高校卒	5	53.3	450,040	0	450,040		
	中学卒	—	—	—	—	—		
係 職 種	事務部次長	65	51.0	620,324	1,915	618,409	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
	大学卒	50	50.6	646,722	2,069	644,653		
	短大卒	10	51.9	515,751	25	515,726		
	高校卒	5	52.6	551,981	4,081	547,900		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	28	51.5	571,621	1,083	570,538		
	大学卒	18	51.0	569,200	1,639	567,561		
	短大卒	4	51.3	534,109	117	533,992		
	高校卒	6	53.2	603,672	0	603,672		
	中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	平成31年4月分平均支給額				備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
事 務	事 務 課 長	270	48.5	476,386	6,490	469,896	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認められ る課の長及び 課長級専門職	
	大 学 卒	160	48.0	497,159	8,120	489,039		
	短 大 卒	50	48.9	415,723	4,872	410,851		
	高 校 卒	57	49.6	478,071	3,969	474,102		
	中 学 卒	3	46.6	318,917	0	318,917		
技 術	技 術 課 長	119	50.3	488,342	10,489	477,853		
	大 学 卒	69	50.7	505,488	11,103	494,385		
	短 大 卒	10	47.9	506,675	23,482	483,193		
	高 校 卒	40	50.2	452,652	5,998	446,654		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 関	事 務 課 長 代 理	120	47.1	503,644	29,364	474,280	前記課長に事 故等のあるとき の職務代行者 課長に直属し 部下に係長等 の役職者を有 する者 課長に直属し 部下4人以上を 有する者 職能資格等が 上記課長代理 と同等と認めら れる課長代理 及び課長代理 級専門職 中間職(課長一 係長間)	
	大 学 卒	84	46.9	521,289	32,096	489,193		
	短 大 卒	15	49.5	476,090	19,178	456,912		
	高 校 卒	20	46.5	451,684	26,835	424,849		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
係 職 種	技 術 課 長 代 理	31	48.8	552,814	5,193	547,621		
	大 学 卒	9	45.8	569,887	1,009	568,878		
	短 大 卒	11	50.4	545,802	0	545,802		
	高 校 卒	11	50.1	543,898	13,815	530,083		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 係	事 務 係 長	416	44.8	365,386	36,948	328,438	係の長及び係 長級専門職	
	大 学 卒	173	42.7	380,873	37,802	343,071		
	短 大 卒	103	45.2	354,025	37,787	316,238		
	高 校 卒	136	47.6	352,708	34,846	317,862		
	中 学 卒	4	46.1	329,673	45,099	284,574		
技 術 係	技 術 係 長	163	44.9	391,365	71,431	319,934		
	大 学 卒	62	44.3	384,379	76,911	307,468		
	短 大 卒	47	45.4	390,497	73,123	317,374		
	高 校 卒	53	45.0	402,501	63,487	339,014		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 主 任	426	40.9	326,811	31,258	295,553	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を要する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)		
	大学卒	191	38.3	341,510	35,896			305,614
	短大卒	114	42.4	331,773	29,405			302,368
	高校卒	115	44.2	302,682	26,001			276,681
	中学卒	6	34.8	239,768	19,739			220,029
技 術 主 任	186	41.3	384,261	49,986	334,275			
	大学卒	94	40.9	394,071	47,575			346,496
	短大卒	42	42.3	360,565	48,544			312,021
	高校卒	49	41.2	387,632	57,260			330,372
	中学卒	*	*	*	*			*
事 務 係 員	1,368	35.8	254,115	24,408	229,707			
	大学卒	676	33.3	265,392	26,212			239,180
	短大卒	316	37.8	236,005	24,294			211,711
	高校卒	368	38.5	248,584	21,342			227,242
	中学卒	8	39.9	231,272	16,930			214,342
技 術 係 員	724	32.0	307,381	51,142	256,239			
	大学卒	301	32.1	303,927	52,794			251,133
	短大卒	135	31.7	272,581	42,198			230,383
	高校卒	287	32.0	328,282	54,070			274,212
	中学卒	*	*	*	*			*

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。(以下、第15表の各表において同じ。)

2 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事	支 店 長	5	56.2	761,669	333	761,336	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	行政職9級
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	4	57.5	796,530	437	796,093		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
務	工 場 長	*	*	*	*	*	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技	事 務 部 長	27	53.3	685,499	137	685,362	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	
	大 学 卒	17	53.8	668,580	76	668,504		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	8	53.6	742,218	321	741,897		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
術	技 術 部 長	7	53.1	701,187	0	701,187		
	大 学 卒	6	52.9	719,030	0	719,030		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
関	事 務 部 次 長	28	51.6	754,755	0	754,755	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 (部 長 一 課 長 間)	
	大 学 卒	25	51.1	753,524	0	753,524		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
種	技 術 部 次 長	8	53.1	817,400	0	817,400		
	大 学 卒	5	53.0	818,408	0	818,408		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事務	事務課長	104	48.8	553,134	4,322	548,812	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認められ る課の長及び 課長級専門職	行政職 7級、8級
	大学卒	57	48.4	593,156	5,543	587,613		
	短大卒	8	47.6	489,942	5,095	484,847		
	高校卒	37	50.1	526,990	2,746	524,244		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	38	50.3	633,324	21,178	612,146		
	大学卒	29	50.5	607,755	20,267	587,488		
	短大卒	3	48.6	704,698	34,532	670,166		
	高校卒	6	50.5	713,077	18,598	694,479		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術 関	事務課長代理	65	47.2	544,634	11,077	533,557	前記課長に事 故等のあるとき の職務代行者 課長に直属し 部下に係長等 の役職者を有 する者 課長に直属し 部下4人以上を 有する者 職能資格等が 上記課長代理 と同等と認めら れる課長代理 及び課長代理 級専門職 中間職(課長一 係長間)	行政職 5級、6級
	大学卒	44	47.1	571,296	10,018	561,278		
	短大卒	7	49.9	524,441	9,955	514,486		
	高校卒	13	46.2	467,860	13,778	454,082		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	19	49.1	623,113	0	623,113		
	大学卒	7	46.0	616,200	0	616,200		
	短大卒	6	50.8	638,715	0	638,715		
	高校卒	6	51.2	616,433	0	616,433		
	中学卒	—	—	—	—	—		
係 職 種	事務係長	188	44.6	405,830	34,339	371,491	係の長及び係 長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	82	43.5	422,273	36,426	385,847		
	短大卒	40	44.4	407,509	35,756	371,753		
	高校卒	66	46.4	379,322	30,226	349,096		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	7	51.0	628,403	60,259	568,144		
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	5	53.2	632,092	54,579	577,513		
	中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務	事 務 主 任	236	41.0	342,949	28,053	314,896	係長等のいる 事業所における 主任 係長等のいな い事業所にお ける主任のう ち、課長代理 以上に直属し、 部下を有する 者	行政職2級 (一部は3級、4級)
	大 学 卒	96	39.8	370,125	35,387	334,738		
	短 大 卒	64	42.8	355,327	28,555	326,772		
	高 校 卒	71	42.0	301,808	18,843	282,965		
	中 学 卒	5	32.0	220,831	4,926	215,905		
技 術	技 術 主 任	63	42.5	471,012	57,464	413,548	係長等のいな い事業所にお いて、職 能 資 格等が上記主 任と同等と認め られる主任 中間職(係長一 係員間)	
	大 学 卒	39	42.1	465,268	51,653	413,615		
	短 大 卒	8	45.4	517,177	86,570	430,607		
	高 校 卒	16	41.7	457,016	54,383	402,633		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
関 係	事 務 係 員	376	34.5	278,263	28,325	249,938		行政職1級
	大 学 卒	201	33.4	283,199	29,433	253,766		
	短 大 卒	57	39.8	248,490	25,138	223,352		
	高 校 卒	116	33.9	284,530	28,295	256,235		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
職 種	技 術 係 員	230	31.2	343,065	51,603	291,462		
	大 学 卒	83	31.9	331,057	50,956	280,101		
	短 大 卒	34	31.1	287,896	42,988	244,908		
	高 校 卒	113	30.8	368,559	54,782	313,777		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

3 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	*	*	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 部 長	65	50.2	505,661	1,791	503,870	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
大 学 卒	45	50.3	513,202	2,450	510,752		
短 大 卒	13	50.6	497,155	361	496,794		
高 校 卒	7	49.5	472,616	27	472,589		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 長	32	51.8	472,506	309	472,197		
大 学 卒	19	51.7	466,545	521	466,024		
短 大 卒	10	52.1	488,571	0	488,571		
高 校 卒	3	51.3	456,167	0	456,167		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	32	50.3	517,235	3,612	513,623	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
大 学 卒	24	50.3	526,854	4,763	522,091		
短 大 卒	6	51.3	505,380	45	505,335		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 次 長	15	50.9	464,790	2,250	462,540		
大 学 卒	9	50.7	475,881	3,670	472,211		
短 大 卒	3	51.4	427,744	163	427,581		
高 校 卒	3	51.3	469,707	0	469,707		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	平成31年4月分平均支給額				備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事 務 課 長	120	48.0	440,011	4,149	435,862	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認められ る課の長及び 課長級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	73	47.6	458,900	4,686	454,214		
	短 大 卒	36	48.8	414,086	4,451	409,635		
	高 校 卒	11	48.9	396,493	0	396,493		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 課 長	63	50.7	430,817	4,884	425,933		
	大 学 卒	31	51.3	439,441	4,637	434,804		
	短 大 卒	5	48.6	430,436	20,758	409,678		
	高 校 卒	27	50.3	420,415	2,255	418,160		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 関 係 種	事 務 課 長 代 理	52	47.0	452,159	53,033	399,126	前記課長に事 故等のあるとき の職務代行者 課長に直属し 部下に係長等 の役職者を有 する者 課長に直属し 部下4人以上を 有する者 職能資格等が 上記課長代理 と同等と認めら れる課長代理 及び課長代理 級専門職 中間職(課長一 係長間)	行政職4級
	大 学 卒	38	46.6	461,405	58,047	403,358		
	短 大 卒	8	48.9	418,499	30,164	388,335		
	高 校 卒	6	47.3	434,126	48,947	385,179		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 課 長 代 理	9	49.8	397,980	0	397,980		
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	5	49.6	385,158	0	385,158		
	高 校 卒	3	49.6	433,233	0	433,233		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
係 種	事 務 係 長	143	45.1	328,748	40,593	288,155	係の長及び係 長級専門職	行政職3級
	大 学 卒	58	42.2	329,896	32,960	296,936		
	短 大 卒	42	47.3	329,652	45,013	284,639		
	高 校 卒	40	47.4	325,959	47,871	278,088		
	中 学 卒	3	44.3	329,507	39,070	290,437		
	技 術 係 長	107	45.5	405,220	87,588	317,632		
	大 学 卒	48	45.6	409,380	89,686	319,694		
	短 大 卒	31	45.7	392,117	78,381	313,736		
	高 校 卒	28	44.9	412,318	94,314	318,004		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる 事業所における 主任 係長等のいな い事業所にお ける主任のう ち、課長代理 以上に直属し、 部下を有する 者 係長等のいな い事業所にお いて、職 能 資 格等が上記主 任と同等と認め られる主任 中間職(係長一 係員間)	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	129	40.4	302,421	34,844	267,577		
	短 大 卒	62	36.8	316,672	36,110	280,562		
	高 校 卒	39	40.4	281,534	23,983	257,551		
	中 学 卒	28	48.3	298,332	46,566	251,766		
	技 術 主 任	—	—	—	—	—		
	大 学 卒	75	39.3	343,126	60,844	282,282		
	短 大 卒	28	38.8	357,234	61,117	296,117		
	高 校 卒	21	40.2	304,151	43,579	260,572		
	中 学 卒	25	38.9	364,971	77,483	287,488		
		*	*	*	*	*		
事 務 係 員	741	36.0	244,403	23,672	220,731	行政職1級		
大 学 卒	359	33.3	258,915	25,797	233,118			
短 大 卒	210	36.8	232,239	24,622	207,617			
高 校 卒	170	40.8	226,956	17,944	209,012			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 係 員	384	32.1	292,406	56,582	235,824			
大 学 卒	169	32.1	300,686	60,852	239,834			
短 大 卒	84	31.9	271,221	46,719	224,502			
高 校 卒	131	32.5	297,456	58,372	239,084			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事 務	支 店 長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
技 術	工 場 長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
関 係 種	事 務 部 長	24	51.9	461,713	1,371	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	12	52.0	488,004	79		487,925
	短 大 卒	3	53.9	488,480	1,843		486,637
	高 校 卒	9	51.0	417,737	2,938		414,799
	中 学 卒	—	—	—	—		—
職 種	技 術 部 長	11	53.7	453,414	0	453,414	
	大 学 卒	8	54.6	456,547	0	456,547	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係 種	事 務 部 次 長	5	51.0	400,249	3,773	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
	大 学 卒	*	*	*	*		*
	短 大 卒	3	52.9	426,060	0		426,060
	高 校 卒	*	*	*	*		*
	中 学 卒	—	—	—	—		—
種	技 術 部 次 長	5	50.4	452,016	0	452,016	
	大 学 卒	4	49.2	441,658	0	441,658	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事務	事務課長	46	48.8	375,880	16,523	359,357	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認められ る課の長及び 課長級専門職	行政職5級
	大学卒	30	48.4	393,337	19,934	373,403		
	短大卒	6	50.8	326,423	6,518	319,905		
	高校卒	9	48.0	354,305	13,658	340,647		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	18	49.1	364,278	5,138	359,140		
	大学卒	9	49.5	390,658	2,356	388,302		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	7	49.6	330,823	6,611	324,212		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術 関	事務課長代理	3	46.0	438,166	47,814	390,352	前記課長に事 故等のあるとき の職務代行者 課長に直属し 部下に係長等 の役職者を有 する者 課長に直属し 部下4人以上を 有する者 職能資格等が 上記課長代理 と同等と認めら れる課長代理 及び課長代理 級専門職 中間職(課長一 係長間)	行政職4級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	3	44.7	404,578	52,696	351,882		
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
係 職 種	事務係長	85	45.1	325,349	37,751	287,598	係の長及び係 長級専門職	行政職3級
	大学卒	33	41.6	340,591	48,903	291,688		
	短大卒	21	43.1	297,103	29,711	267,392		
	高校卒	30	50.1	327,889	30,234	297,655		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	49	42.7	325,546	43,772	281,774		
	大学卒	14	40.0	306,222	36,973	269,249		
	短大卒	14	44.7	344,504	63,764	280,740		
	高校卒	20	42.8	326,409	34,045	292,364		
	中学卒	*	*	*	*	*		

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	61	41.1	295,933	39,478	256,455	係長等のいる 事業所における 主任 係長等のいな い事業所にお ける主任のう ち、課長代理 以上に直属し、 部下を有する 者 係長等のいな い事業所にお いて、職 能 資 格等が上記主 任と同等と認め られる主任 中間職(係長一 係員間)	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	33	35.8	281,595	37,306	244,289		
	短 大 卒	11	44.9	308,020	49,713	258,307		
	高 校 卒	16	48.7	312,866	32,022	280,844		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 主 任	48	41.9	307,785	26,999	280,786		
	大 学 卒	27	40.6	311,807	31,078	280,729		
	短 大 卒	13	42.5	305,840	24,900	280,940		
	高 校 卒	8	45.4	296,945	16,209	280,736		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 関 係 職 種	事 務 係 員	251	37.5	238,980	19,278	219,702		行政職1級
	大 学 卒	116	33.3	249,207	20,688	228,519		
	短 大 卒	49	39.2	235,200	21,600	213,600		
	高 校 卒	82	42.2	227,619	15,584	212,035		
	中 学 卒	4	40.3	221,220	26,736	194,484		
	技 術 係 員	110	33.6	251,019	30,814	220,205		
	大 学 卒	49	32.6	254,251	29,937	224,314		
	短 大 卒	17	32.7	231,554	14,867	216,687		
	高 校 卒	43	35.3	256,487	38,738	217,749		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

その2 給与比較の対象外職種
規模計

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種						
電話交換手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用自動車運転手	3	46.0	241,112	39,943	201,169	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守衛	*	*	*	*	*	
用務員	*	*	*	*	*	
海事 関係 職種						
船長・機関長	—	—	—	—	—	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
一等航海士・機関士	—	—	—	—	—	同上
二等航海士・機関士	—	—	—	—	—	同上
三等航海士・機関士	—	—	—	—	—	同上
運航士	—	—	—	—	—	同上
甲板長・操機長	—	—	—	—	—	同上
甲板手・操機手	—	—	—	—	—	同上
甲板員・機関員	—	—	—	—	—	同上

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・ 学部 長	6	58.8	816,044	0	816,044	
	大 学 教 授	23	50.9	617,908	0	617,908	
	大 学 准 教 授	19	45.7	516,235	0	516,235	
	大 学 講 師	16	41.6	463,516	0	463,516	
	大 学 助 教	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 諭	22	44.4	403,415	13,716	389,699	
	研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—
研 究 部 (課) 長	—	—	—	—	—	—	2室(係)以上又は構 成員7人以上の部(課) の長
研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	—	—	構成員3人以上の室 (係)の長
主 任 研 究 員	—	—	—	—	—	—	下位研究員より上位の 者(研究所長の職名 を有する者、上記研 究部(課)長及び研 究室(係)長)を除く。
研 究 員	—	—	—	—	—	—	
研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	人	歳	円	円	円	部下に医師又は歯科 医師5人以上
	副 院 長	*	*	*	*	*	上記病院長に事故等 のあるときの職務代 行者
	医 科 長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科 医師1人以上
	医 師	7	40.3	942,433	118,286	824,147	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	32	31.8	303,590	6,408	297,182	
	診 療 放 射 線 技 師	31	38.4	296,101	13,303	282,798	
	臨 床 検 査 技 師	44	39.5	274,683	5,962	268,721	
	栄 養 士	28	34.9	227,233	2,806	224,427	
理 学 療 法 士	61	37.1	267,502	6,920	260,582		
作 業 療 法 士	57	36.0	272,749	4,647	268,102		
総 看 護 師 長	4	56.5	488,910	1,625	487,285	部下に看護師長5人 以上	
看 護 師 長	68	45.0	358,276	15,606	342,670	部下に看護師又は准 看護師5人以上	
看 護 師	187	35.2	302,206	8,137	294,069		
准 看 護 師	83	48.0	268,320	10,745	257,575		

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

企業規模	項目	管理職(課長級)		一般従業員(係員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規 模 計	64.0 %	36.0 %	66.8 %	33.2 %
	500人以上	56.8	43.2	58.5	41.5
	100人以上500人未満	74.4	25.6	76.8	23.2
	100人未満	53.4	46.6	58.4	41.6

3 標準生計費及び 労働経済指標

第17表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成31年4月分）

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	23,280	36,690	45,430	54,160	62,900
住 居 関 係 費	60,920	48,870	52,630	56,400	60,160
被 服 ・ 履 物 費	1,480	4,180	4,640	5,100	5,570
雑 費 I	21,310	18,910	32,120	45,330	58,550
雑 費 II	5,830	13,680	16,620	19,550	22,490
合 計	112,820	122,330	151,440	180,540	209,670

平成31年4月の標準生計費算定方法

1 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費 …… 食料

住 居 関 係 費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被 服 ・ 履 物 費 …… 被服及び履物

雑 費 I …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 2人～5人世帯については、家計調査における平成31年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、那覇市と全国の平均4人値から各費目別標準生計費を算定した。

第18表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②	③	④	⑤				⑥				⑦	
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数前年比 (調査産業計)	有効求人 倍率 (季調値)	完全 失業率 (季調値)	きま って支 給する (調査産業計)		給与 (調査産業計)		うち所 定内給 (調査産業計)		与 (調査産業計)		総実労働時間 (調査産業計)	
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	全 国 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国 (時間)	沖 縄 県 (時間)
平成29年度	1.9	1.3	1.54	2.7	294.1	0.4	238.9	0.2	269.0	0.6	222.0	0.4	147.8	149.4
30年度	0.7	0.5	1.62	2.4	296.0	0.6	234.2	△ 2.0	270.7	0.6	218.0	△ 1.8	146.8	145.8
平成30年4月		0.5	1.60	2.5	298.5	0.2	236.3	△ 3.1	272.4	0.3	220.2	△ 2.7	150.8	149.4
5月	0.5	0.6	1.61	2.3	294.5	0.8	232.8	△ 2.8	269.9	0.8	217.6	△ 2.4	146.5	147.8
6月		0.5	1.61	2.5	296.8	0.8	235.9	△ 2.0	271.8	0.6	220.5	△ 1.6	152.5	149.8
7月		0.2	1.62	2.5	296.4	0.8	235.6	△ 0.1	271.4	0.6	219.8	△ 2.4	150.8	148.2
8月	△ 0.5	0.3	1.63	2.4	295.5	1.1	235.6	△ 3.3	270.8	1.1	219.9	△ 2.4	145.9	147.9
9月		0.1	1.63	2.4	295.5	0.5	231.4	△ 3.8	271.2	0.6	216.2	△ 3.3	143.3	141.7
10月		0.1	1.62	2.4	298.3	1.1	233.6	△ 2.8	272.6	1.1	217.6	△ 2.6	150.2	147.6
11月	0.4	0.1	1.63	2.5	298.7	1.4	233.3	△ 2.8	272.2	1.3	217.4	△ 2.4	153.6	147.5
12月		0.1	1.63	2.4	297.6	0.9	234.7	△ 2.9	271.5	1.0	218.7	△ 2.4	145.9	143.4
平成31年1月		1.3	1.63	2.5	291.9	0.0	234.6	2.0	267.1	△ 0.1	216.1	0.8	136.6	141.6
2月	0.5	1.2	1.63	2.3	292.8	0.3	232.2	1.5	267.6	0.2	214.5	0.9	142.1	140.8
3月		1.1	1.63	2.5	295.3	△ 0.1	234.7	△ 0.3	269.7	△ 0.2	217.7	△ 0.6	144.1	144.0
4月		1.1	1.63	2.4	299.5	0.3	240.7	1.9	273.4	0.3	226.1	2.7	148.7	147.9
令和元年5月	0.3	0.8	1.62	2.4	294.8	0.1	237.8	2.2	269.4	△ 0.1	219.5	0.9	141.4	144.5
資料出所	内閣府	厚生労働省	総務省	厚生労働省										

(注) 1 ①は平成23年基準、②、⑤、⑥、⑧、⑩、⑪は平成27年基準である。
 2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は「毎月勤労統計調査」(事業所規模30人以上)の数値である。なお、②及び⑤から⑧までの令和元年5月までの全国の欄は、「再集計値」である。
 3 ⑨、⑩の平成29年度、30年度の欄は、それぞれ平成29暦年、30暦年の数値である。

⑧ 所定外労働時間 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出								⑩ 消 費 者 物 価 総合指数前年比		⑪ 国内企業 物 価 前年比	項 目 年 度 年 月
		全 国				那 覇 市				全 国	那 覇 市	前 年 比	
全国	沖縄県	二人以上の世帯		うち勤労者世帯		二人以上の世帯		うち勤労者世帯		全 国	那 覇 市	前 年 比	
(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	
12.6	10.1	283.0	0.3	313.1	1.1	233.0	△ 4.7	264.5	0.0	0.5	0.5	2.7	平成29年度
12.5	8.6	287.3	1.5	315.3	0.7	226.3	△ 2.9	250.8	△ 5.2	1.0	1.2	2.2	30年度
13.0	8.6	294.4	△ 0.5	335.0	1.5	228.6	3.3	225.1	△ 4.9	0.6	0.9	2.2	平成30年4月
12.4	7.9	281.3	△ 0.6	312.4	△ 0.9	210.3	△ 3.3	232.1	△ 9.5	0.7	0.8	2.7	5月
12.4	7.8	267.6	△ 0.4	292.0	△ 1.6	225.6	4.9	258.5	9.4	0.7	0.8	2.8	6月
12.4	8.2	283.4	1.5	310.0	0.4	225.1	△ 0.5	256.9	△ 4.2	0.9	1.2	3.1	7月
11.8	8.0	292.5	4.3	319.9	6.1	261.6	10.2	294.7	13.1	1.3	1.1	3.1	8月
12.2	8.1	271.3	0.9	302.7	2.5	212.8	△ 10.8	233.7	△ 7.7	1.2	1.1	3.0	9月
12.9	8.4	290.4	2.7	315.4	0.5	231.5	△ 1.6	255.0	△ 8.3	1.4	1.5	3.0	10月
13.1	8.3	281.0	1.3	303.5	0.8	217.6	△ 0.6	238.6	△ 1.1	0.8	1.2	2.3	11月
12.8	8.2	329.3	2.2	351.0	△ 0.3	236.2	△ 17.7	269.4	△ 7.3	0.3	0.6	1.4	12月
12.1	10.2	296.3	2.3	325.8	2.6	227.3	0.9	266.3	12.7	0.2	0.5	0.6	平成31年1月
12.5	9.4	271.2	2.1	302.8	4.7	202.9	△ 3.0	239.5	5.4	0.2	0.1	0.9	2月
12.8	9.7	309.3	2.7	348.9	4.2	216.1	△ 6.8	253.0	0.4	0.5	0.8	1.3	3月
13.1	9.9	301.1	2.3	337.2	0.7	228.3	△ 0.1	259.9	1.9	0.9	1.0	1.2	4月
12.4	10.6	300.9	7.0	332.3	6.4	208.5	△ 0.9	247.8	6.7	0.7	1.0	0.6	令和元年5月
		総 務 省										日本 銀行	資料出所

令和元年 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年10月発行

編集・発行 沖縄県人事委員会
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL 098-866-2546 FAX 098-866-2541
印刷 有限会社ドリーム印刷



- ・古紙配合率70%。白色度73%の再生紙を使用しています。
- ・この報告書は、550部作成し、1部当たりの印刷単価は1,680円（1円未満は切捨）です。

